

新市建設計画



令和3年3月
国東市

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 合併の必要性	1
(1) 日常生活圏の拡大	1
(2) 高度情報化社会の進展	2
(3) 少子・高齢社会の到来	2
(4) 地方分権の推進	3
(5) 行財政基盤の強化	3
3 計画策定の方針	4
(1) 計画策定の趣旨	4
(2) 計画の構成	4
(3) 計画の期間	4
(4) 計画策定の基本方針	4
第2章 地域の概要	5
1 位置・地勢・歴史・沿革	5
(1) 地理的位置	5
(2) 地勢	6
(3) 歴史	6
(4) 交通体系	7
(5) 沿革	8
2 人口動向	10
(1) 人口・世帯数の推移	10
(2) 年齢別人口	12
3 産業構造	13
4 新しいまちづくりの課題	15
(1) 生涯健康・生涯安心できる環境整備	15
(2) 地域の一体感を創出するまちの基盤整備	15
(3) 地域産業の振興と特色ある産業の創造	16
(4) 学習環境の整備	16
(5) 地域の誇りや特性を生かしたまちの形成	17

第3章 新市建設計画の基本方針	18
1 将来像	18
2 まちづくりの基本目標	19
3 基本方針	20
(1) 思いやりと温かさが育む健康・福祉づくり	21
(2) 安全で快適な地域にやさしい生活環境づくり	21
(3) 次世代につなぐ地域産業づくり	22
(4) 地域全体で支える教育・文化づくり	23
(5) 固有の歴史文化に根ざした人・交流づくり	24
第4章 主要指標の見通し	25
1 人口	25
2 世帯数	27
3 就業人口	27
第5章 ゾーン別整備の方針	28
第6章 新市の施策	31
1 施策の体系	31
2 分野別施策・主要事業	32
(1) 思いやりと温かさが育む健康・福祉づくり	32
(2) 安全で快適な地域にやさしい生活環境づくり	38
(3) 次世代につなぐ地域産業づくり	44
(4) 地域全体で支える教育・文化づくり	49
(5) 固有の歴史文化に根ざした人・交流づくり	51
3 新市における県事業推進	54
第7章 公共施設の適正配置と整備	55
第8章 財政計画	56
1 財政計画策定方法	56
2 歳入・歳出についての考え方	57
3 財政計画表	59
第9章 まちづくりの推進に向けて	61
1 行財政運営の効率化	61
2 住民参加の促進	62

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

国見町、国東町、武蔵町及び安岐町の4町は、国東半島の東側に位置し、いにしへの六郷満山の時代から、地理的、歴史的な関係の中で文化、経済、生活などのあらゆる分野において強い結びつきをもって発展してきました。

行政面においても、昭和46年8月に『東国東地域広域市町村圏事務組合』を設立し、平成9年7月には『東国東広域連合』に移行し、病院、消防、救急業務、ごみ処理などの広域処理を一層強化し、住民の日常生活圏の拡大とともに、多様化・高度化する住民の行政ニーズに対応してきました。

しかし、近年は、少子・高齢化の進行、地方分権の推進、国・地方を通じた財政状況の悪化、さらには、三位一体改革（国庫支出金削減、税源の地方移譲、地方交付税の見直し）などにより本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

合併の意義は、今後とも厳しい財政状況が予想される中、4町がより強固な行財政基盤を築き、社会基盤の整備を促進し、効率的な行財政運営を行うことにより、多様化・高度化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供できる魅力のあるまちとなることにあります。

2 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

本市では、病院や消防、救急業務をはじめとして、多くの分野で地域を越えた広域的な協力関係がすでに形成されていますが、近年の自動車を中心とした急速な交通手段の発達や道路網の着実な整備により、通勤・通学をはじめ、買物や通院、文化・スポーツ活動など、住民の日常生活の行動範囲は、より一層広域化し、従来の生活圏域を大きく越えて人や物の交流が進んでいます。こうしたことから、本市全体を見渡した広域的な視点から、効率的に一体的なまちづくりを進めることが求められています。

(2) 高度情報化社会の進展

パソコンをはじめとする情報機器の普及と通信手段のハード・ソフト両面の発達には著しいものがあり、遠隔地間の双方向通信技術は飛躍的に向上しています。

インターネットの急速な普及にみるように、情報通信技術の発達は、幅広い情報の入手や在宅勤務などを可能とし、生活空間としての場所の選択性が広がり、人々の暮らしに大きな変化をもたらすとともに、行政面でも事務処理の効率化にとどまらず、電子自治体の構築など、行政と住民の関わりが大きく変わろうとしています。住民一人ひとりが高度情報化社会の恩恵を享受できるような的確な対応が求められています。

(3) 少子・高齢社会の到来

少子・高齢化の進行は、福祉需要の増加や生産年齢人口（15～64歳）の減少による税収の減少など、様々な課題を発生させています。

本市における人口予測をみると、人口が平成12年の35,425人から平成27年には28,647人、令和7年には23,067人に減少する一方で、65歳以上の高齢化率は、平成12年の31.8%から平成27年には40.3%、令和7年には46.9%まで上昇することが予想されています。

こうした少子・高齢社会に的確に対応していくためには、保健・医療・福祉やその他の行政サービスを総合的に提供できる体制の整備が求められています。

■ 本市の人口予測 ■

区 分	国勢調査				推計値	
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
人口	35,425人	34,206人	32,002人	28,647人	25,779人	23,067人
人口増減指数	100.0	96.6	90.3	80.9	72.8	65.1
高齢化率	31.8%	34.1%	36.3%	40.3%	44.0%	46.9%

(注) 人口増減指数は、平成12年を100としています。

(4) 地方分権の推進

国際化、少子・高齢化が進行し、住民ニーズや価値観が多様化、流動化している中、これまでのように、国が一律の基準で全国統一的に行政を進めるという方法では的確に対応できなくなってきており、市町村が地域課題の解決や地域づくりに対して主体的に取り組めるよう、地方分権を進めていくことが必要となっています。

地方分権一括法（平成12年4月1日施行）により、国と市町村との間に対等・協力の新しい関係を築くため、機関委任事務制度を廃止し、市町村が自らの責任と判断で行う自治事務と、国が市町村に委託する法定受託事務に再構成されました。これにより、国と市町村との責任区分を明確にし、市町村が主体的に取り組めるよう自治体の権限や責任が拡大しました。今後さらに、地方分権を推進するためには、地域が主体性をもって、地域の特色を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、住民ニーズや地域特性などを的確に把握するとともに、事務量の増大や専門的な業務などに対応するため、職員の政策立案能力の向上や専門的かつ高度な能力を有する専門職員の確保など、質の高い行政サービスを提供できる体制の構築が求められています。

(5) 行財政基盤の強化

本市は、歳入の33.8%（令和元年度ベース）を地方交付税に頼っており、国の財政状況に影響を受けやすい体質になっています。また、自主財源の中心的役割を担っている地方税は13.0%程度で増加傾向ではあるものの、今後も厳しい経済情勢が続くものと考えられ、大幅な地方税の増収は見込まれません。また、平成15年度末に約386億円（住民一人あたり約110万円）あった地方債残高などを、令和元年度末現在で202億円（住民一人あたり約73万円）まで削減することは出来たものの、中長期的な財政運営を考えた場合、財政構造の硬直化、一般財源の不足が予想されています。

こうした厳しい状況の中であって、多様化・高度化する住民ニーズに応え、地方分権の時代にふさわしい主体的なまちづくりを推進するためには、高度な行政サービスの提供を支えるしっかりとした財政基盤を確立し、行財政のより一層の効率化が求められています。

3 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

新市建設計画は、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市一体性の確立および住民の福祉の向上などを推進するとともに、新市の均衡ある発展を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要施策・事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成しています。

(3) 計画の期間

本計画は、国見町、国東町、武蔵町及び安岐町が合併し、新市となった後の20年間〔基準年次2006年度（平成18年度）、目標年次2025年度（令和7年度）〕を計画期間とします。

(4) 計画策定の基本方針

- ① 基本方針については、新市の基本構想及び住民の意見を尊重し、透明性の高い計画策定を目指します。
- ② 基幹となるべき事業については、住民福祉の一層の向上、新市の一体性の確立及び均衡ある発展に資するものを中心に、財政計画を踏まえたうえで検討します。また、県事業については、大分県と十分協議し、計画を策定します。
- ③ 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。
- ④ 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとします。

第2章 地域の概要

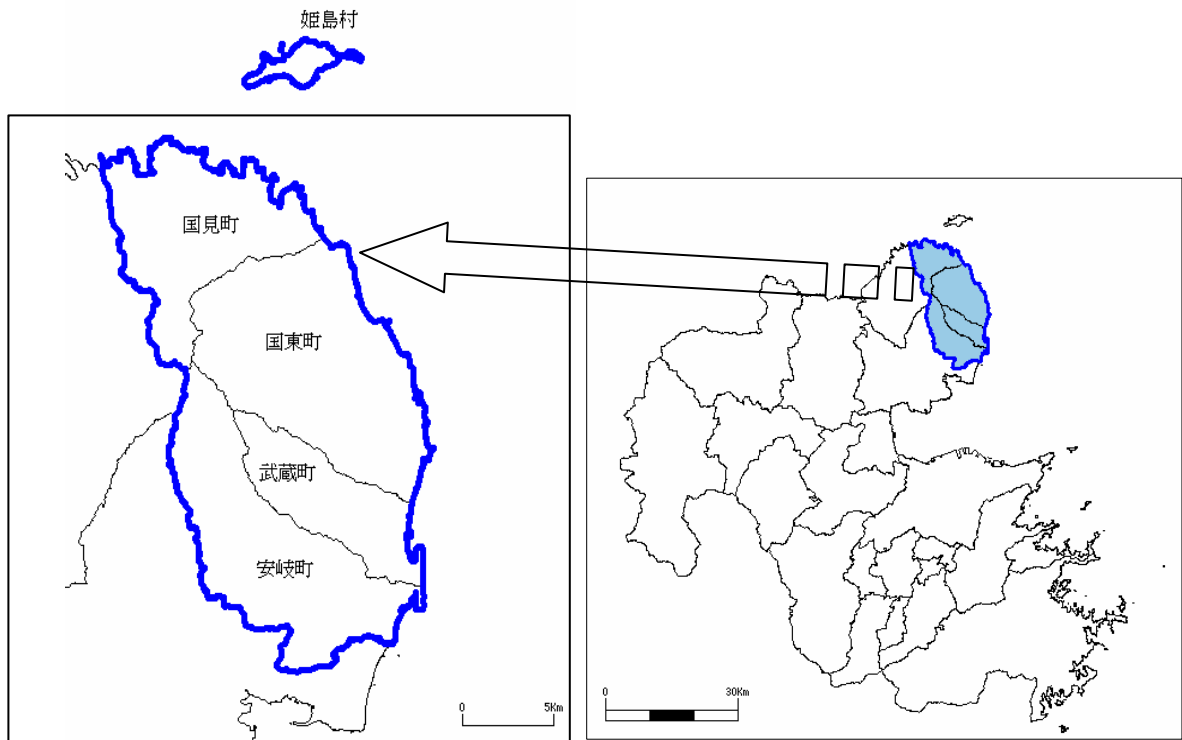
1 位置・地勢・歴史・沿革

(1) 地理的位置

本市は、大分県の東北部に位置する国東半島のおおむね東半分を占める地域で、東は瀬戸内海に面し、西は両子山を境として豊後高田市、南は杵築市に接しています。

面積は318.10 k m²、平成27年の人口は28,647人、世帯数は12,112世帯となっています。

■ 本市の位置 ■



■ 本市の概要 ■

面積		318.10 k m ²
人口	国勢調査	28,647人 (H27.10.1)
世帯数	国勢調査	12,112世帯 (H27.10.1)

(2) 地 勢

国東半島の中央部に位置する両子山、文珠山を中心とする放射谷からなり、山の間をぬって水量の少ない小河川が流れ、いわゆる国東二十八谷を刻み、そこに狭長な平地が形成され、火山特有の奇岩景勝に富み、多様な植生など独特の環境を形成しており、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園に指定されています。また、新たに平成30年には文殊仙寺とその周辺の風致景観が「文殊耶馬」として、国指定名勝に指定されています。

国東半島は、白山火山帯に属し、海底爆発によって形成された関係から、火山性の地質から成っています。古生代中期に瀬戸内地方に大規模なマグマの貫入が起こり、国東半島も極めて複雑な地質を有するようになりました。山岳地帯から中央部にかけて、第Ⅲ期層安山岩と洪積世安山岩が主体で、北部は洪積世角閃岩、輝石安山岩が主体となっています。

本市のほとんどが丘陵地帯でミカン適地として開拓されましたが、現在はミカンに加え、オリーブ・キウイ、それにカボス生産に取り組んでいます。その中央部に市道オレンジロードが走り、産業の発展に役立っています。

一方、南部には本市で最長の安岐川(全長 21.2 km)、武蔵川(全長 12.0 km)、中部に田深川(全長 14.1 km)、北部には伊美川(全長 13.6 km)が流れ、各流域農地の貴重な灌がい用水源となっています。

(3) 歴 史

歴史的にみると、本市には、安国寺集落遺跡、鬼塚古墳、塚山古墳などの遺跡が至る所に散見され、古くから弥生式文化の地域社会が形成されていました。

古くから瀬戸内海ルートを中心に、中央との結びつきが強く、奈良時代末頃より、宇佐神宮の勢力との関わりの中で、国東半島に次々と寺院が建立されていきました。これらの寺院は平安時代には、天台宗系山岳寺院として整備され、いわゆる六郷満山寺院として全盛期を迎えました。

鎌倉時代後期から村上水軍の勢力下に、やがて大友氏の統治下となり、徳川時代を迎えました。

徳川時代は小藩分立の時代でしたが、大部分は杵築藩の統治下にあり、藩主松平侯は、文教をはじめ治山、治水、殖産に力を入れたため、特に安岐町富永に生まれ「天地に条理あり」と哲学論理を展開した世界的哲学者三浦梅園を生むなど、文化、産業等各分野に渡って大いに発展しました。

古来より瀬戸内海ルートの要衝として本州・四国とのつながりは強かったものの、大分県の中では“陸の孤島”とも呼ばれ陸上交通の面では不便でしたが、昭和46年に大分県の空の玄関である大分空港が開港し、国内線はもとより国際線

も就航するようになり、昭和59年には県北国東地域テクノポリス計画の地域指定がされ、インフラストラクチャーの整備が進み、先端技術産業を中心に企業誘致が積極的に行われ、着実に大分県での重要な位置を占めるようになっていきます。

(4) 交通体系

本市は、半島の動脈路線である国道213号が海岸線を走り、この国道に結続した主要地方道4路線（豊後高田国東線、山香国見線、豊後高田安岐線、両子山武蔵線）、及びその網となる15本の一般県道で結ばれています。また、中腹を市道オレンジロードが貫いていますが、半島の地形的特質から南北の連絡道の整備が遅れています。

公共交通機関としては、陸路では大分交通、大交北部バス、国東観光バスが運行し、地域住民の日常生活に不可欠な交通機関となっていますが、バスの便数は少なく、通学や高齢者の利用に止まっており、バスの利用者は年々減少傾向にあり、バス路線の運営・維持が非常に厳しい状況にあります。また、路線バスが運行しない地域については、コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行をしています。

海路では徳山（山口県周南市）～竹田津（国見町）間フェリーが1日往復5便就航しています。

空路では大分空港があり、空港から大分県中心部までは大分空港道路を通る空港バスで結ばれています。大分空港道路は、平成14年3月に北大道路（国道10号）とつながり、平成22年12月に無料化されました。

そして、平成27年3月に開通した東九州自動車道により、各方面からのアクセスも容易となりました。

また、大分県は、令和2年3月、大分空港から大分市内へのアクセス手段として、ホーバークラフトの運航を、令和5年度以降に再開する方針を示しました。平成30年度の大分空港の利用者数は200万2,626人を記録し、平成14年度以来、16年ぶりに200万人を突破しました。県では、利用者数は今後も増加する見込みとして、大分空港のアクセスを改善する必要があると判断し、船舶を活用した海上アクセスが最も有効かつ効果的だとして、ホーバークラフトの運航を再開することになり、利用者数は、年間約30万人から40万人台が見込まれています。県が船舶を保有し、民間事業者が運航する「上下分離方式」の採用が決まっています。

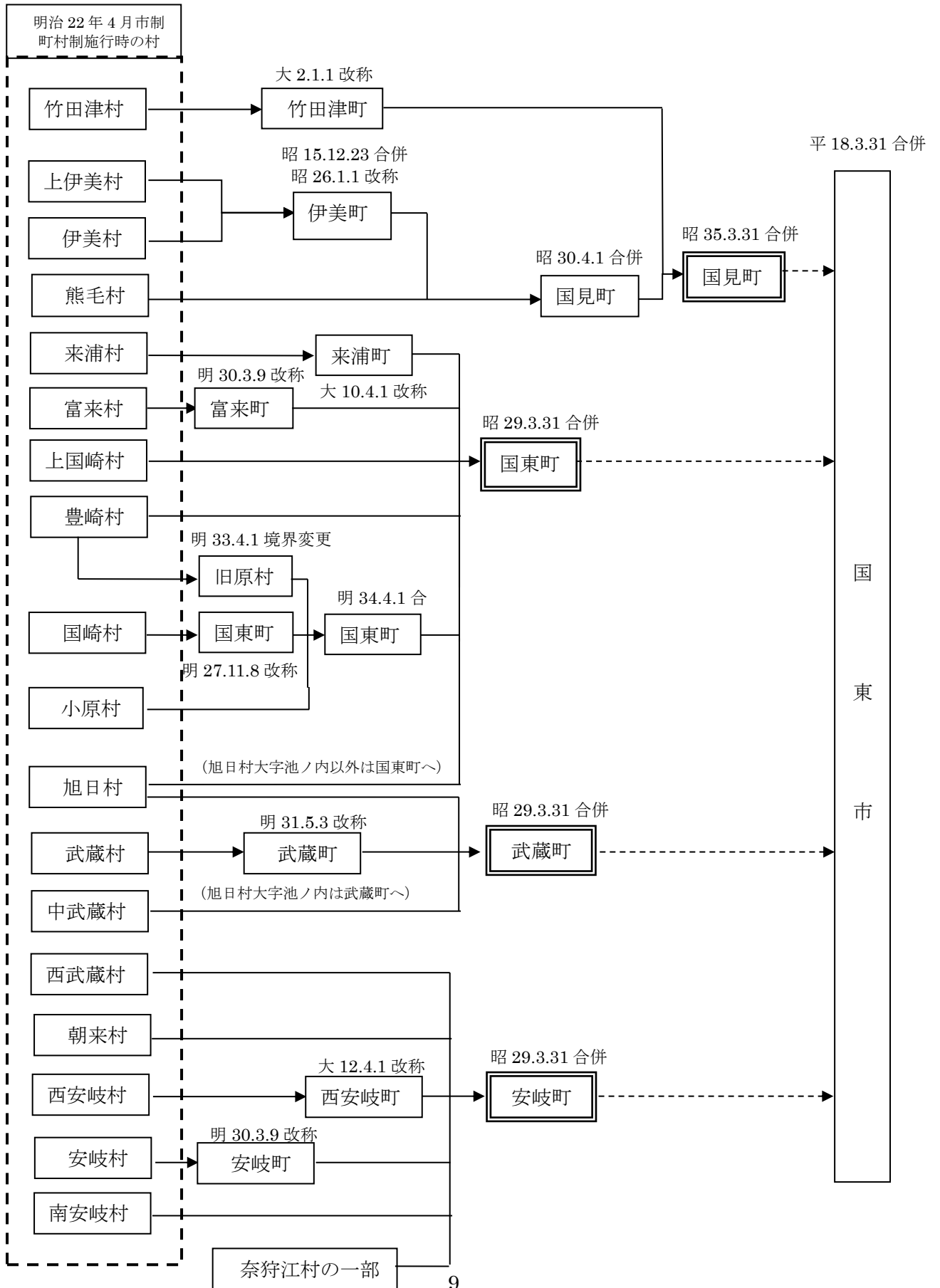
ホーバークラフトは現在日本国内の定期航路としては運航されておらず、その希少性を生かした、地域の活性化を図っていく必要があります。

(5) 沿革

本市は、江戸時代の自然発生的な町村を受け継いで、明治21年末まで72村に分かれていました。明治22年（1899年）4月の市制・町村制の施行により、戸数を300戸から500戸を標準として、全国一律に市町村合併が断行され、それまで全国で71,314あった町村が、約5分の1の15,859の市町村になりました。

本市でも72村が18村となり、その後もいくつかの合併が行われましたが、昭和28年10月の町村合併促進法の施行を受けて、昭和29年3月31日に国東町、武蔵町、安岐町の3町が誕生しました。ついで、昭和35年3月31日には昭和30年4年1日に伊美町と熊毛村が合併してできた国見町と、大正2年1月1日に町制に移行した竹田津町が合併して、国見町が誕生しました。

■合併の推移



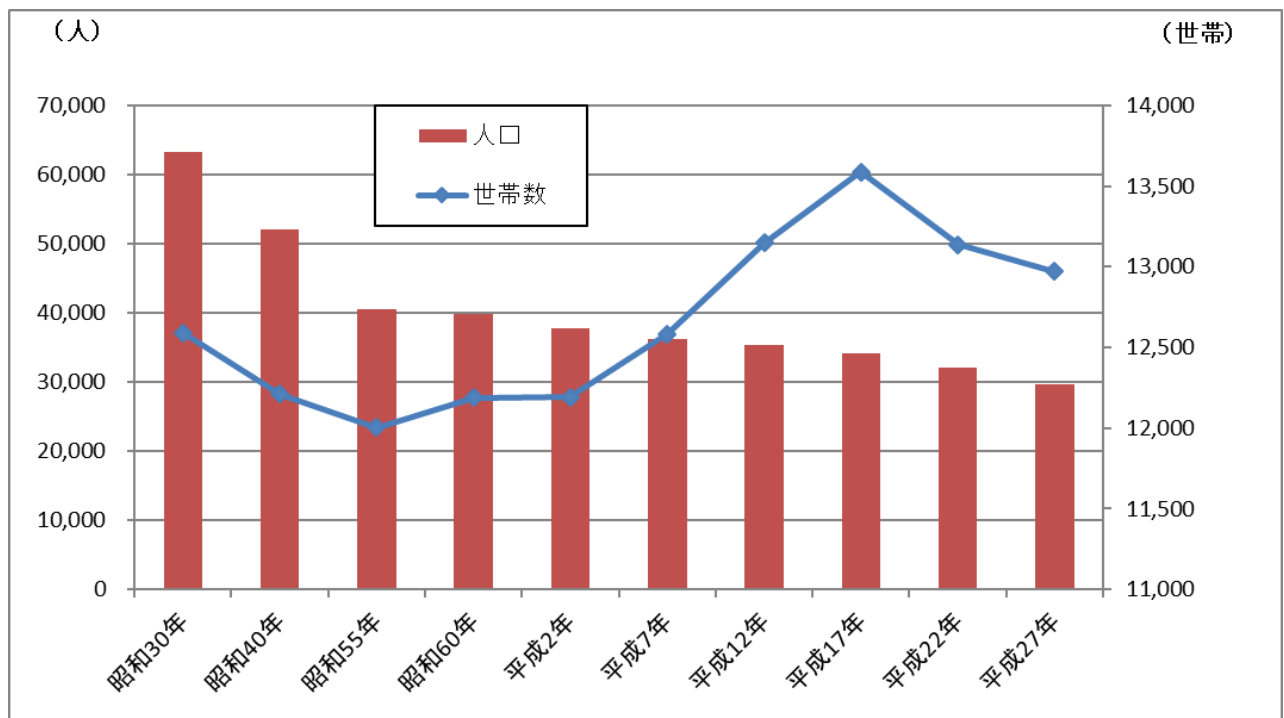
2 人口動向

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口の推移をみると、人口減少が続き、平成27年には昭和30年(63,287人)より54.7%減の28,647人となっています。

また、世帯数をみると、人口は減少しているものの、核家族化の進行などにより世帯数は増加傾向にあり、平成27年は12,112世帯となっています。その間一世帯あたり人数は、昭和30年の5.0人から平成27年は2.37人にまで減少しています。

■ 本市の人口・世帯数推移 ■



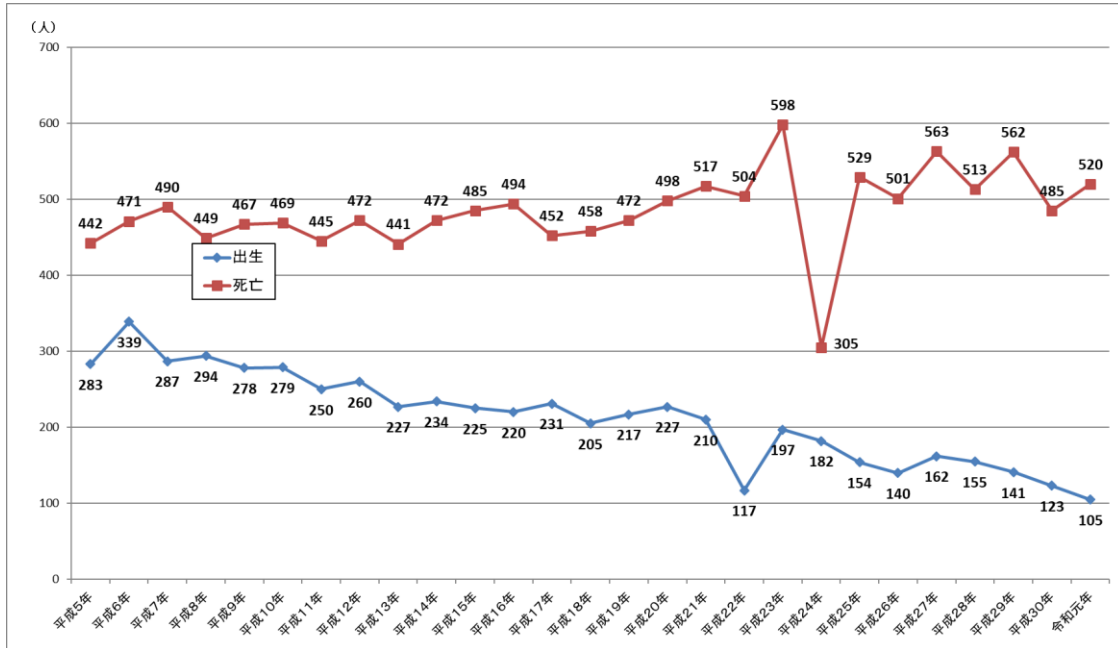
(資料) 国勢調査

第2章 地域の概要

流動人口についてみると、出生・死亡の自然増減は、死亡者数が出生者数を上回る自然減の傾向が続いています。

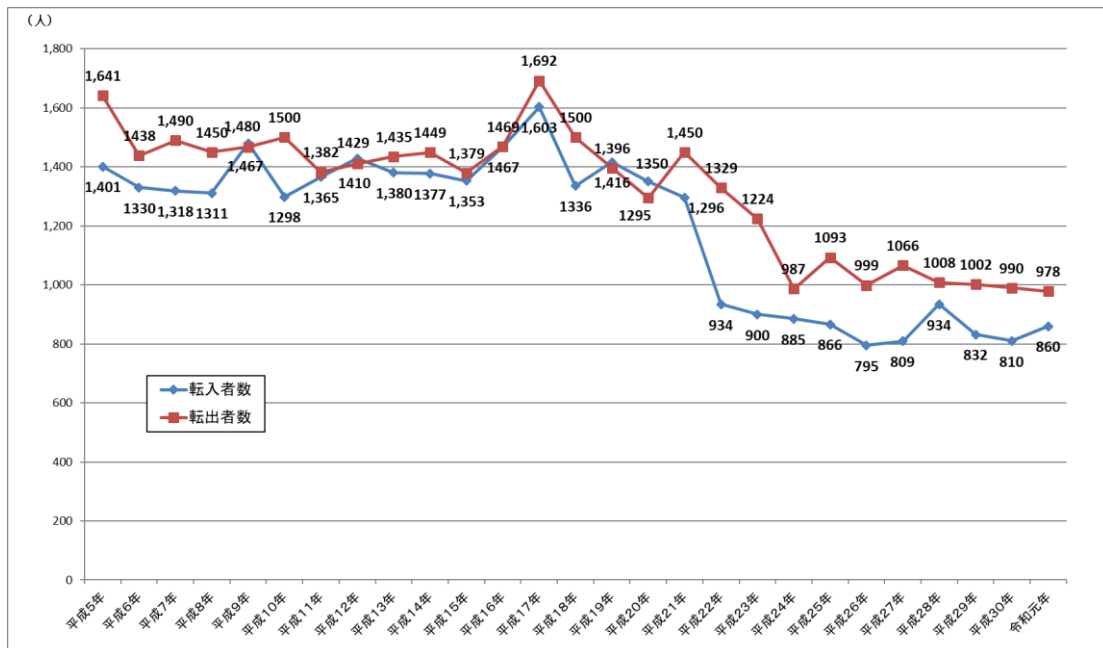
一方、転出・転入の社会増減は、地方都市においては、ほぼ共通して進学先や就職先の関係から新卒者を中心として転出超過で推移する傾向にあり、本市でも同様に転出超過傾向にあります。

■ 本市の自然増減の推移 ■



(資料) 毎月流動人口調査 (大分県企画振興部統計調査課) ※当年の10月から翌年9月を一年間とする

■ 本市の社会増減の推移 ■



(資料) 毎月流動人口調査 (大分県企画振興部統計調査課) ※当年の10月から翌年9月を一年間とする

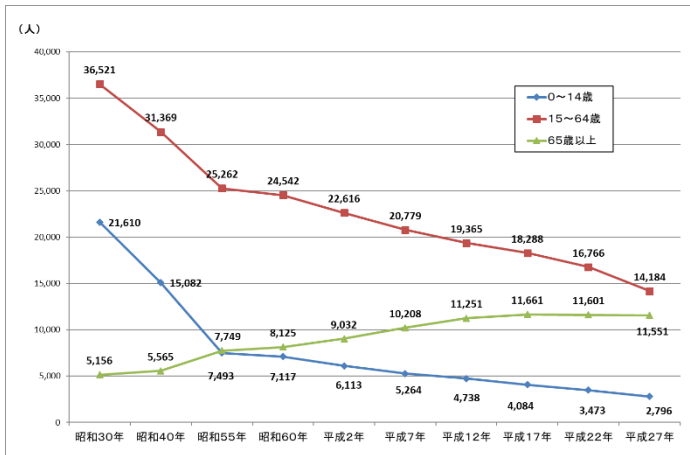
(2) 年齢別人口

年齢別人口を平成27年国勢調査からみると、0～14歳が2,796人で9.8%、15～64歳が14,184人で49.7%、65歳以上が11,551人で40.3%となっています。昭和30年からの推移をみると、0～14歳、15～64歳の人口、割合とも減少し、65歳以上は増加しています。過疎化の進行とともに、少子・高齢化の影響が顕著にみられます。

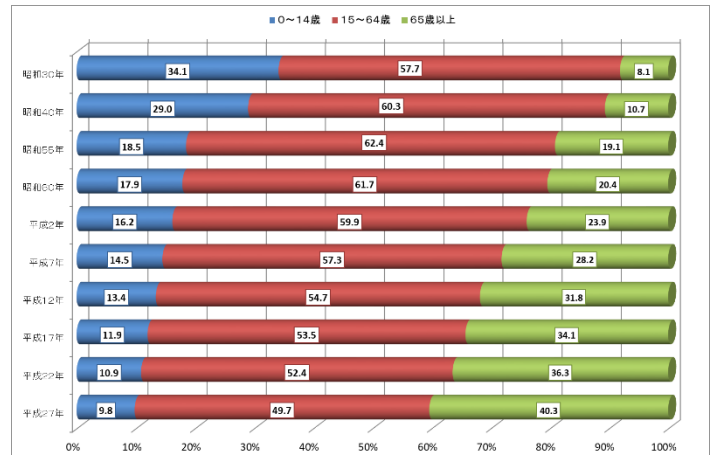
また、65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は40.3%と、大分県(30.4%)、全国(26.6%)を大きく上回っています。

■ 年齢3区分別の人口推移 ■

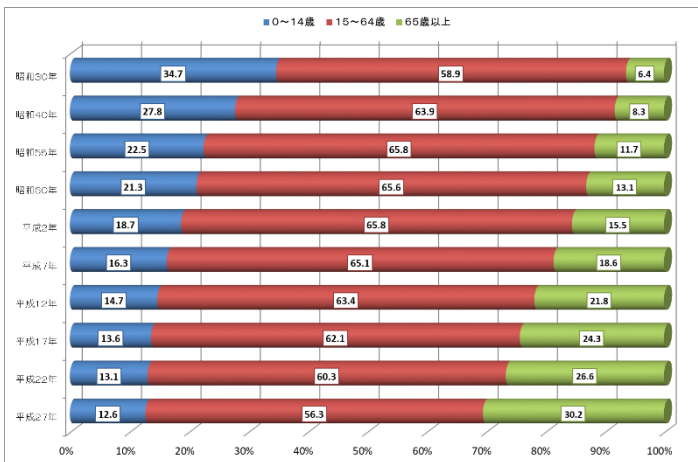
【国東市年齢3区分別人口推移】



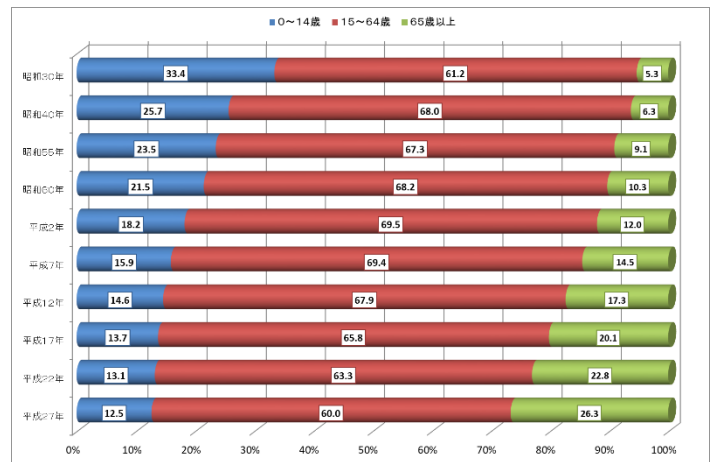
【国東市年齢3区分別割合推移】



【大分県の年齢3区分別人口推移】



【全国の年齢3区分別割合推移】



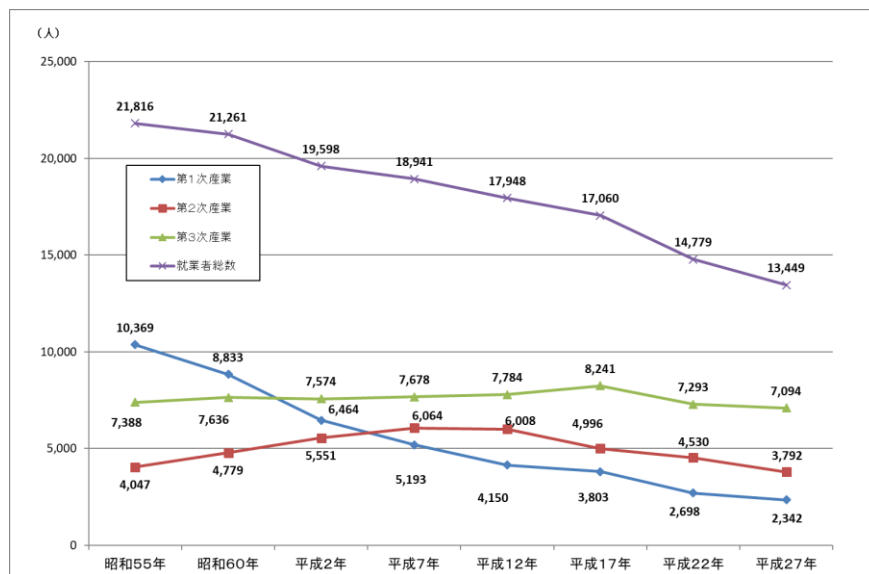
(資料) いずれも国勢調査による。
(注) 年齢不詳があるため、総人口と一致しない。

3 産業構造

平成27年の就業者数をみると、第1次産業が2,342人で17.4%、第2次産業が3,792人で28.2%、第3次産業が7,094人で52.7%です。

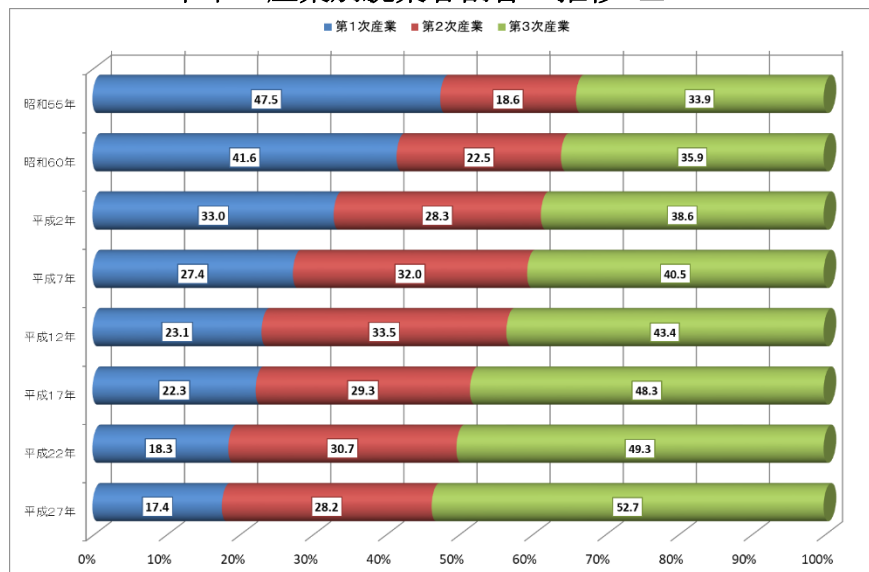
昭和55年からの推移をみると、昭和55年には47.5%を占め、中心産業であった第1次産業の割合が17.4%と大幅に減少しています。一方、県北国東地域テクノポリス計画（昭和59年3月国指定）もあり、第2次、第3次産業は、就業者の割合が増加しており、40年前と産業構造が大きく変化しています。

■ 本市の産業別就業者数の推移 ■



(資料) 国勢調査 (注) 分類不能があるため総数と一致しない。

■ 本市の産業別就業者割合の推移 ■



(資料) 国勢調査 (注) 分類不能があるため割合の合計は100%とならない。

第2章 地域の概要

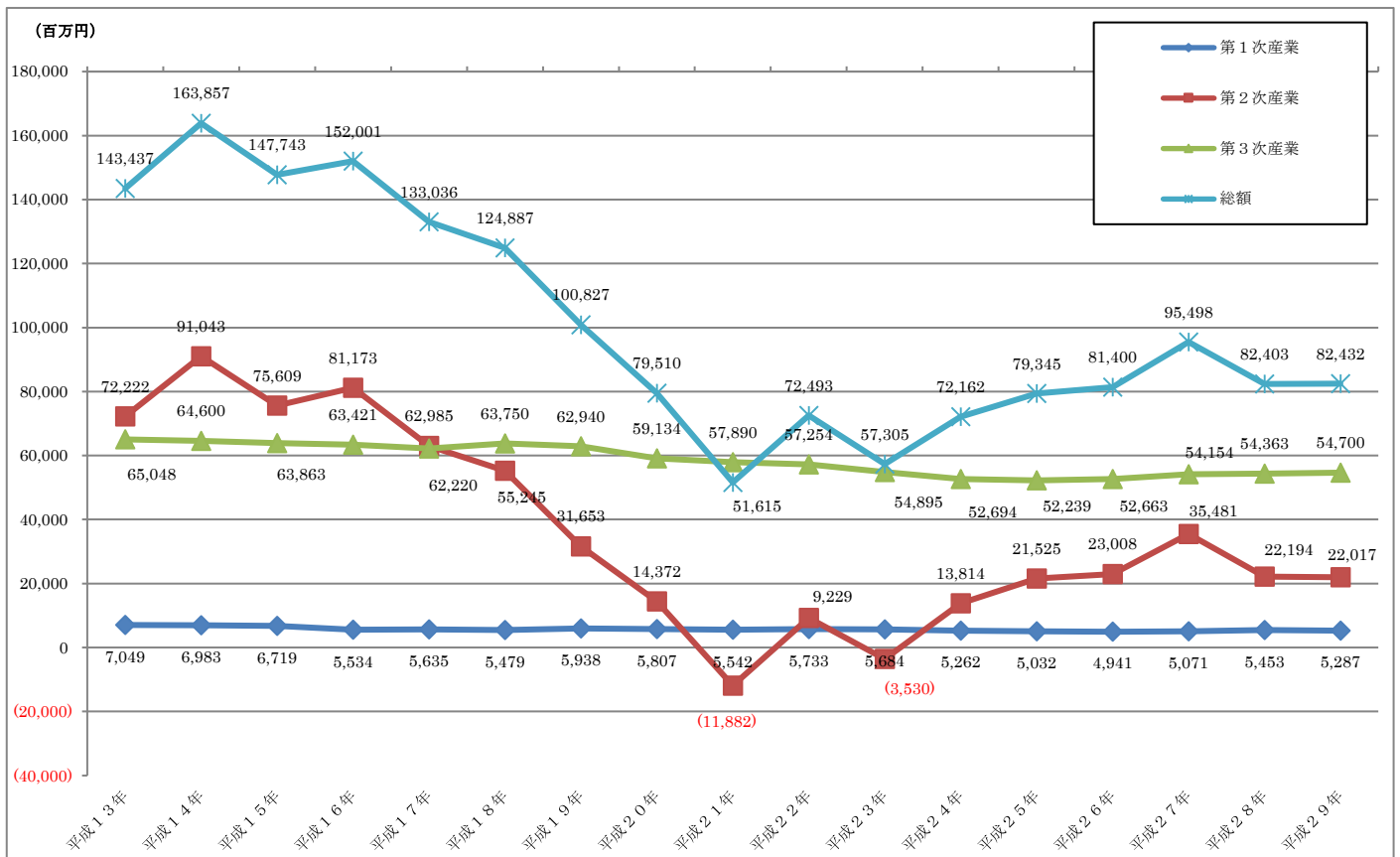
次に、平成13年度以降の総生産額をみると、第1次産業では減少傾向が続いており、平成13年度の70億円から平成29年度は52億円に減少しています。

第2次産業では、県北国東地域テクノポリスの中核的な地域として、製造業を中心に大分キヤノン（株）、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング（株）（進出当時ソニー大分株）など、多くの先端技術型企業が進出してきました。平成14年度の910億円をピークに、平成19年の経済情勢の悪化などにより大幅な減少傾向となり、平成29年度は220億円となっています。

第3次産業は、平成29年度は547億円で、平成13年度の650億円と比較して減少傾向です。

こうしたことから、総生産額は平成14年度の1,638億円台をピークに経済情勢の悪化より平成29年度は824億円に減少しています。

■ 本市の総生産額の推移 ■



(資料) 平成29年度版 市町村所得 (大分県企画振興部統計調査課)

(注) 総額は、帰属利子を控除しているため各産業の合計と一致しない。

4 新しいまちづくりの課題

(1) 生涯健康・生涯安心できる環境整備

① 保健・医療・福祉体制の充実

本市では、人口減少が進む中で、少子・高齢化が進行していますが、少子化に対しては、子どもを安心して産み育てるための環境整備、高齢化に対しては、高齢者への保健医療サービス及び福祉サービスや介護保険事業の充実、また、障がい福祉サービスなど、生涯を通して、誰もが健康で安心して地域で生活できる環境の整備が、大きな課題となっています。

② 暮らしの中での安心・安全の確保

生活環境の都市化が進むとともに、地方においても住民同士の連帯意識が希薄化し、地域に対する安心感が弱まっています。

今後のまちづくりにおいては『安心・安全』は極めて重要なキーワードとなっています。

(2) 地域の一体感を創出するまちの基盤整備

① 道路等交通基盤の整備

現在の自動車社会において、交通機関や道路整備は極めて重要です。

本市は、その地形的特質から谷に沿った東西方向の利便性は確保されていますが、南北方向は国道213号に頼っているのが実情です。本市がより一体感をもって発展するためには、谷に沿って放射状に伸びる幹線道路と南北に結ぶ道路、生活道路との連携を高め、ネットワーク化するとともに、公共交通機関の整備を図ることは、地域間の交流をより一層活発化するために重要な課題となっています。

② 日常生活基盤の整備促進による地域格差の解消

上下水道などの日常生活に欠かせない基盤施設の整備状況には、地域間格差がみられます。

今後、本市が地域として生活しやすい環境を形成するためには、上下水道をはじめとする日常生活基盤の整備を促進し、地域間の格差の解消に努める必要があります。

③ 若者に魅力のある地域環境の創造

人口が減少傾向にあり、高齢化率が高い本市では、若年層の定着を図るために、地域の魅力を引き出す生活環境の整備を促進し、若い世代が地域への誇りや愛着をもてる魅力ある地域環境を創造することも必要です。

(3) 地域産業の振興と特色ある産業の創造

① 第1次産業の振興

安い輸入農産物との価格競争、国内での産地間競争など厳しい経営環境に加えて、従事者の高齢化、後継者不足等の構造的な問題を抱えています。活力あるまちづくりを行うためには、基幹産業のひとつである第1次産業の振興が極めて重要です。

② 地域産業の振興と雇用の創出

本市は、基幹産業である第1次産業から大分キャノン(株)、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)(進出当時ソニー大分株)をはじめとする先端技術産業まで、あらゆる産業の集積があることから、これらと観光や流通と結びついた業種・業態を超えた異分野との連携、産業間の人的・技術的連携などを通じ、新たな分野への地域産業の展開力、それに伴う新たな雇用の場の創出力などの面に、ポテンシャルの高さを秘めています。今後は、このポテンシャルをいかに具体化していくかが大きな課題となっています。

(4) 学習環境の整備

① 学校教育の充実

近年の少子・高齢化、情報化、国際化の進展には目を見張るものがあり、それに伴い子どもたちの学習環境も大きく変化しています。義務教育学校の創設、小学校における教科担任制の導入等、従来とは異なる取組みもなされるようになっていきます。

学校教育の充実を図るため、令和2年度から実施されている小学校学習指導要領及び令和3年度から実施される中学校学習指導要領では、学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働により、その実現を図っていく取組みを進めていくことが求められています。

また、少子化の影響により、児童生徒数の減少が進んでいることから、保護者や地域住民等の関係者の理解・協力を得ながら、適正規模・配置の検討を進めていく必要があります。

② 社会教育・文化・スポーツの充実

生活が豊かになり、寿命が長くなった今日では、余暇時間に生きがいを持って心豊かに過ごすことが極めて重要になっています。本市でも様々な学習講座や文化施設、スポーツ施設で、多くの住民が、いろいろな分野で活動しています。今後とも住民の求める学習・文化・スポーツのニーズは高まるとともに、多様化、高度化する傾向にあり、すべての住民が生涯にわたり学習・文化・スポーツに親しむ環境を整備していく必要があります。

(5) 地域の誇りや特性を活かしたまちの形成

① 地域間の連携促進

本市は、両子山、文珠山を中心にして、いわゆる国東二十八谷からなる奇岩景勝に富んだ自然豊かな山並みに加えて、国東半島県立自然公園に指定された美しい海が広がっており、大きく山間地域、中山間地域、臨海地域の3つに分けることができます。

山間地域は、六郷満山文化の影響のもと豊かな自然に生まれ、両子寺、文殊仙寺などを中心にした歴史・文化資産を活用して、地域の活性化に結びつけてきました。

伊予灘・周防灘に面した臨海地域は、機能の異なる海洋型観光レクリエーション施設があります。

山間地域と臨海地域に挟まれた市街地部を含む中山間地域は、福祉・教育・地域文化の拠点施設が集積しており、コミュニティ形成の重要な地域となっています。

こうした山間地域、中山間地域、臨海地域は、地形的な制約を伴うことから、各地域内における連携・交流が困難になっています。東西軸に比べ不便な南北軸の整備促進を図るとともに、産業振興、観光振興、福祉・文化などの様々な分野において、東西軸の更なる活性化と、南北軸の新たな連携や交流ネットワークの構築を図る必要があります。

また、大分空港や高速道路に繋がる大分空港道路が南側に位置しており、宇佐・国東半島エリア全体の空と陸の玄関口として、重要な役割を担っていることから、宇佐地域や豊後高田地域、杵築・速見地域との連携をさらに深め、国東半島全体の広域的な観点から地域の活性化を図っていく必要があります。

② 地域コミュニティの醸成

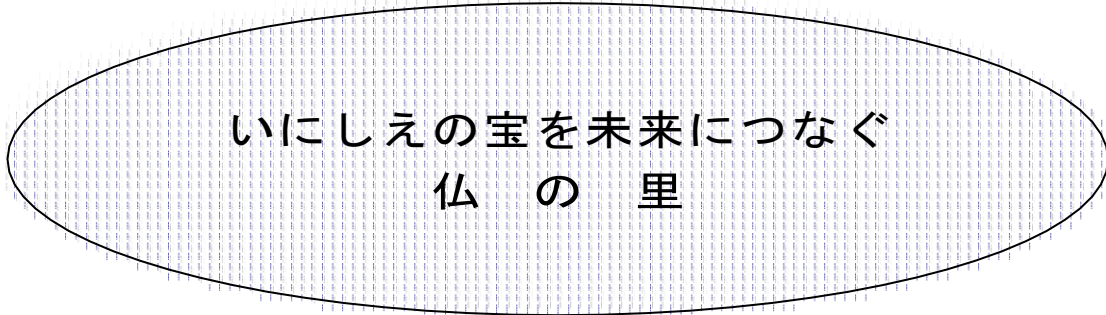
本市では、これまで各地域づくりグループにより、豊かな自然環境や貴重な歴史文化遺産など、地域の特性を生かした地域づくりが進められています。今後は、郷土への誇りと愛郷心を背景に、住民の自助努力による地域づくりが広域的かつ積極的に進められていくことが、地域の活性化にとってますます重要となってきます。そのため、新たな交流ネットワークの構築やNPO法人などの新たな組織の育成、地域づくりに携わる人材の育成を図っていく必要があります。

また、近年、地域社会がもっていた互譲互助の精神の必要性から、地域のことは地域に住む人々が考えるという、地域コミュニティの重要性が認識されはじめています。特に、福祉においては少子・高齢化の急速な進行により、子どもや高齢者・障がい者（児）が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、自治体、住民、事業者などが一体となって支える地域福祉の重要性が増しているなど、様々な分野において、地域コミュニティの活性化が、地域住民にとって必要不可欠になってくるとともに、コミュニティの核となる「人」やその「こころ」の育成が必要になってきています。

第3章 新市建設計画の基本方針

まちづくりの主要課題を踏まえ、新しいまちの骨格づくりと発展のための拠り所として、以下のような将来像を掲げるとともに、将来像実現のための基本目標を設定します。

1 将来像



“いにしへの宝”は、新市の精神基盤として国東半島に脈々と息づく六郷満山文化が地域に残した風土、民俗芸能、建造物、誇り、愛郷心等を象徴します。

そして、時代の流れの中で大切に育まれてきた“いにしへの宝”を、未来につなぐ資産として、大切に守り、育てていきます。

その心が、脈々と受け継がれ、その中で、人々が、育まれ、触れ合えるまちづくりをイメージします。

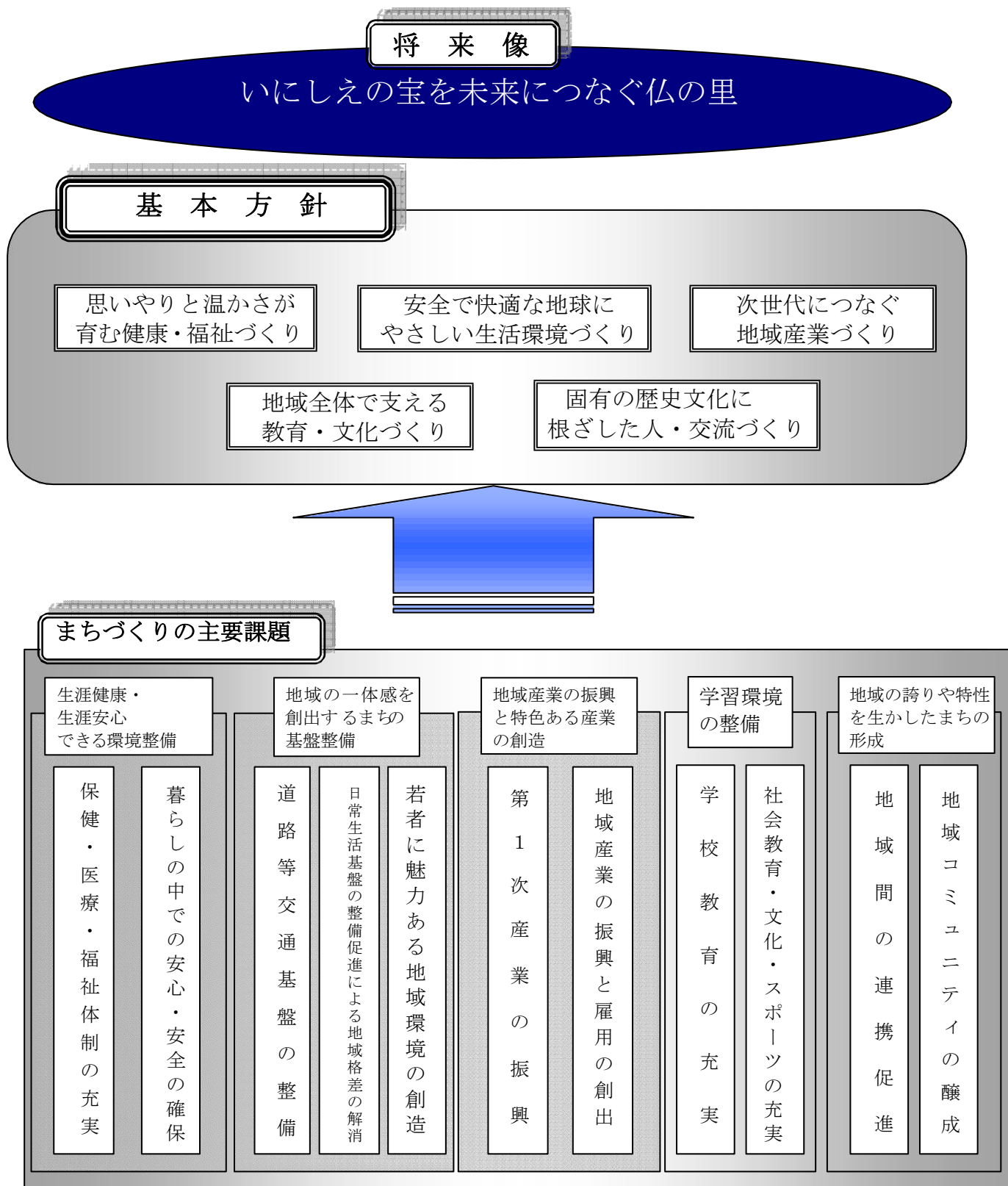
2 まちづくりの基本目標

六郷満山の歴史・文化遺産を“要（かなめ）”として
「ひと」「こころ」がひとつになって、
“扇”のように世界に広がるまちを目指して！

- ◆ 両子山を頂点にして、4つの町が放射状に広がっていることから、この地形的な特徴を広がった扇でイメージしています。
- ◆ 扇の質感や色彩は、各地域の特性や個性によって決まりますが、扇の広がりや大きさは、地域の発展方向によって、より広く、より大きくなる可能性を秘めています。

3 基本方針

まちづくりの基本目標をもとに、本市が抱える主要な課題に応えながら、本市の将来像を実現するために、まちづくりの基本方針を、以下のように定めます。



(1) 思いやりと温かさが育む健康・福祉づくり

経済の発展とともに人々の暮らしは豊かになりましたが、日本が美風として育んできた地域社会における連帯感、相互扶助精神が、都市部だけでなく地方でも弱まりつつあります。住民だれもがお互いの思いやりで支えられ、生きがいをもって、社会に参加し、自立でき、安心して暮らせるまちづくりが求められています。住民が福祉活動に積極的に参加できるよう、福祉意識の高揚や地域住民の相互扶助の精神に基づいた地域福祉を促進します。

また、住民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を延ばせるように、健康づくり、各種健診（検診）の充実や医療体制の確立等を図ることにより、「健康なまちくにさき」の実現を目指します。

少子化に対応するために、子育て支援基盤整備の推進や保育サービスの多様化と充実を図るとともに、家庭や職場、地域などあらゆる面で、男女がともに子育てを担っていける環境整備を進めます。

高齢者に対しては、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度や保健医療サービス及び福祉サービスの充実とともに、高齢者が生きがいをもって、積極的に社会参加するために、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能などを、「生涯現役」の気持ちで家庭や地域社会で十分発揮できるよう健康寿命の延伸を推進します。

障がい者（児）に対しては、障がい福祉サービス等の充実とともに、障がい者（児）が身近な地域で安心していきいきと生活し、それぞれが自らの希望と夢を持って個性を発揮できるよう、一人ひとりの自立生活の実現を目指します。

(2) 安全で快適な地球にやさしい生活環境づくり

本市は、山間地域から市街地、さらには海岸地域にかけて、それぞれ違った顔をもつ優れた自然環境に恵まれています。自然との共生を前提に、自然環境を生かした水辺空間、公園・緑地、公共施設、レクリエーション施設、景観整備などを行い、人と自然が触れ合える生活空間の創造に努めるとともに、台風や地震などの自然災害をはじめとしたあらゆる災害から住民の生命や財産を守るため、国土強靱化地域計画・地域防災計画を策定し、それに基づいた事前整備及び防災意識を高め、消防・防災体制を充実強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、“ずっと住み続けたい”と感じる住環境を確保していくために、上下水道施設などのライフラインの整備を推進し、日常生活基盤整備の計画

区域での地域格差の解消に努めるとともに、ごみの減量化やリサイクルの推進など、省エネルギーや資源の有効活用による持続可能な循環型社会の構築に努めます。

住民からの要望の強い道路網やバスなどの公共交通機関の整備については、動脈である国道213号を中心に、それに向けて山間部から放射状に伸びる主要幹線道路及びそれらを結ぶ南北の道路、生活道路の整備を推進し、道路網のネットワーク化を図るとともに、住民の利便性に配慮した公共交通機関の運行・充実に努めます。

また、公共交通が抱える課題の解決に向けて、自動運転技術などを活用した新しい交通システムの可能性を探っていきます。

行政サービスについては、どこの地域からでも、公共施設の利用などがしやすいアクセスや利用方法の改善を図ります。

(3) 次世代につなぐ地域産業づくり

本市が活力に満ち、豊かさを確保するためには、基幹産業のひとつである農林水産業（第1次産業）の振興が不可欠です。

農業については、担い手の育成や基盤整備事業をさらに推進し、地域営農組織及び法人化を含めた経営の近代化により、農地の効率的運用を図るとともに、空港機能も利用した果樹、野菜、花きのブランド化や生産拡大、さらには流通販路の拡大などを図ります。

併せて、農業用ドローンや自動運転（無人）トラクターなどの農業用機械の導入、データ駆動型農業（※1）の体制づくりを行うことで、労働時間の縮減やコスト削減のためのスマート農業の推進を図ります。

（※1）農産物栽培マニュアル（各種研究機関や個人の培った農作物の栽培方法）をデジタル化、圃場からIoTで取得した環境データ（温度・湿度等）と連携して最適なほ場環境の維持管理をして栽培する仕組み。

林業は、木材価格の低下や山村の過疎化・高齢化により、従事者が減少の一途を辿り、個人経営の林家や会社経営の事業体が地域林業の主な担い手となっている状況です。そこで、施業の効率化を図るため、国庫事業を活用した高性能林業機械の導入等の際し、本市独自の上乗せ助成を行うなど、事業体の経営基盤強化を図ります。

また、大分県が日本一を誇る特用林産物である乾しいたけについては、減少する生産者対策として、しいたけ版ファーマーズスクールを開講するなど、新規就業者を確保します。また、生産量の増大を目指すため、散水施設などの導入を積極的に推進しています。今後は、気象条件に適応した散水管理を実践することで、生産者の所得向上を目指します。

水産業では、水産資源の減少で漁獲量が減少の一途を辿っている状況下、育てる漁業として、ひじきや生食用カキの養殖を進めるとともに、加工施設の建設なども視野に入れた6次産業化を目指します。

また、有用水産生物の生育に適した環境整備として、引き続きシェルナースの設置や着定基質の設置など、増殖場の整備を行うことにより、水産資源の増加を行います。

これらの対策により、地域の林業・水産業を振興し、後継者の確保に努めます。

工業については、県北国東地域テクノポリスの中核的な地域として、数々の先端技術型企業の進出がありました。今後とも、基盤整備を進め、空港立地の利点を活かして、企業の誘致に努めるとともに、進出企業と地場企業の育成・支援及び人材確保を推進し、本格的なデジタル化に対応するため、本市における工業のレベルアップを図ります。また、大分空港におけるアジア初のスペースポート事業にも連動して事業展開・企業誘致も併せて実施します。

商業については、自動車社会の進展に伴い、都市部への商圈の拡大や店主の高齢化、後継者不足など、様々な課題があることから、交流人口を増やし、消費の拡大を目指すとともに、地域住民にとって魅力ある商業となるよう、地元商業活性化に向けたキャッシュレスインフラ構築など、あらゆる支援対策を推進します。

また、こうした産業分野ごとの振興策を推進するとともに、産業間、異業種・異分野との積極的な連携・交流により、新しい商品や製品の開発、そしてオンラインなど新しい流通経路の開拓に努め、特色ある産業づくりを積極的に推進し、雇用の創出等を図ります。

(4) 地域全体で支える教育・文化づくり

所得水準の向上、余暇時間の増大などから、生きがいやゆとりといった生活の質的向上や心の豊かさを求める社会が到来するとともに、少子・高齢化が急速に進行する中で、教育問題は大きな転換期を迎えています。

本市でも社会環境の変化や児童生徒数の減少などにより、教育の根幹に関わる様々な問題が生じ始めています。次世代を担う子どもたちが、夢や情熱を持ってすくすくと育つよう、学校と家庭、地域が一体となって教育問題に取り組む必要があります。

また、平均寿命の延伸、働き方改革、週休2日制の一層の普及など、余暇時間の増加を背景にして、人々の学習意欲が高まる傾向にあり、生涯を通じて個性と能力を継続的に伸ばすことのできる多様な学習機会が求められて

います。こうしたことから、子どもから高齢者まで、性別や年代などにとらわれず、誰でもいつでもどこでも学習することのできる環境づくり、支援体制づくりを促進します。加えて、郷土を幅広く学ぶための「くにさき学」を立ち上げ、その活用を図ります。

また、地域の歴史や祭りなどの伝統文化を継承し、活用するとともに、住民の主体的な文化・芸術活動を支援し、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化施設の充実、整備とその活用に努め、誇りのもてる個性的で質の高い文化の創造を目指します。

(5) 固有の歴史文化に根ざした人・交流づくり

近年の住民の関心は地域経済、社会福祉、文化、観光など、様々な分野へ拡大してきており、それに伴い地域間の交流も拡大し、活発になっています。今後さらに進展するデジタル化や情報化（リモート）、オンラインの普及により、交流の範囲は飛躍的に拡大するものと予想されます。こうしたことから、交流の促進は本市の発展の起爆剤となる可能性を秘めています。

交流を促進するためには、本市にしかない個性をアピールする必要があります。六郷満山文化に代表される国東の文化を継承する中で形成されてきた地域固有の自然・歴史・文化を守り育て大切にし、「ひと」と「こころ」を支えとし、地域のアイデンティティに基づく新たな地域コミュニティの醸成が求められています。

このように地域の特性を十分に活かし、住民が誇りをもてる地域コミュニティづくりを推進するため、地域づくりグループや地域づくりリーダーの育成を図るとともに、地域ごとにもつ固有の自然や歴史・文化、各地域に分布する観光・交流施設間の連携を強化することなどにより、東西軸及び南北軸の域内ネットワークの構築を目指します。さらに、国内外の観光客をはじめとする交流人口の増加を図り、域外との地域間交流や国際交流を推進し、賑わいのあるまちづくりを目指します。

また、世界中で普及しているインターネットは、特に地方にとって他の地域と距離を縮める主要な交流手段であることから、住民の誰もが簡単に利用できるように、ICTを積極的に利用するための高度情報通信基盤の整備を促進します。

第4章 主要指標の見直し

1 人口

平成12年～平成27年の国勢調査による各歳別人口を基礎データとして、令和7年（2025年）までの人口をコーホート要因法により推計しました。

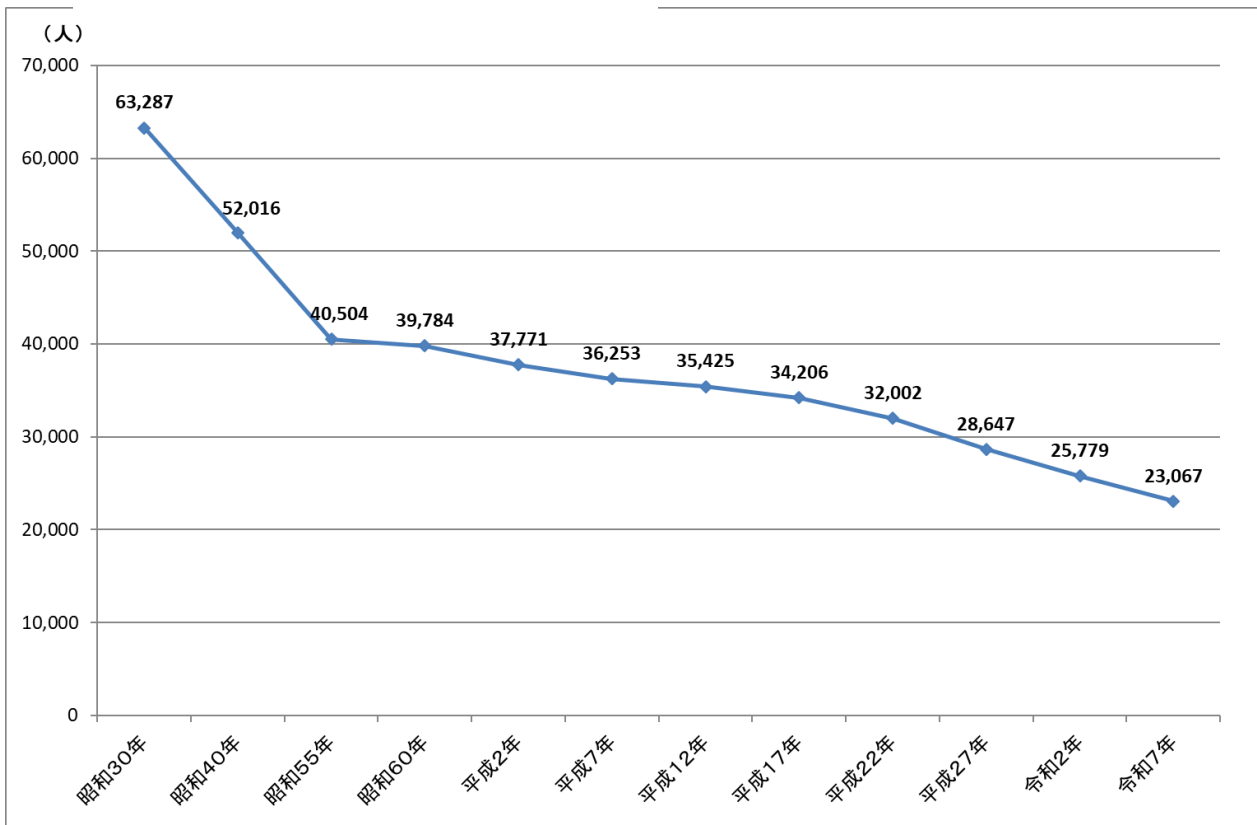
推計によると、平成12年35,425人が令和2年には25,779人、令和7年には23,067人となることが予想されます。

■ 本市の推計人口 ■

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
人口(人)	35,425	34,206	32,002	28,647	25,779	23,067
対12年減少人口(人)	—	△1,219	△3,423	△6,778	△9,646	△12,358
対12年減少率(%)	—	△3.4	△9.7	△19.1	△27.2	△34.9
高齢化率(%)	31.8	34.1	36.3	40.3	44.0	46.9

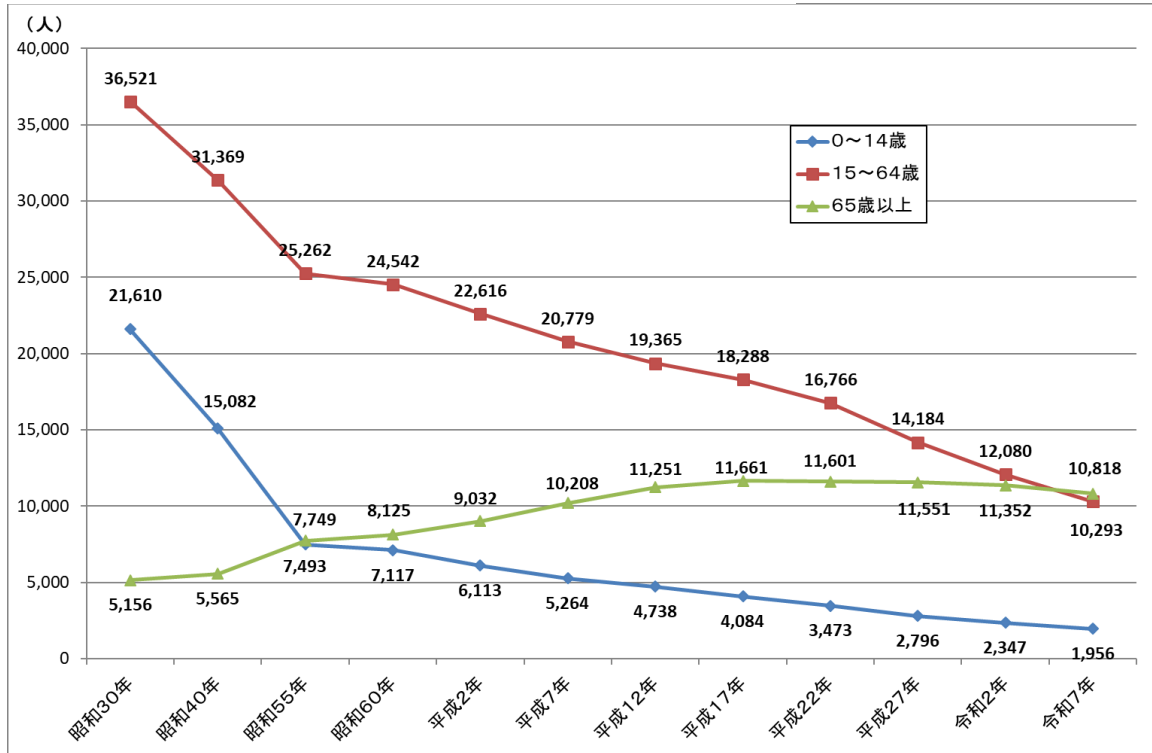
(資料) 国勢調査

■ 本市の総人口の推移



推 計 値

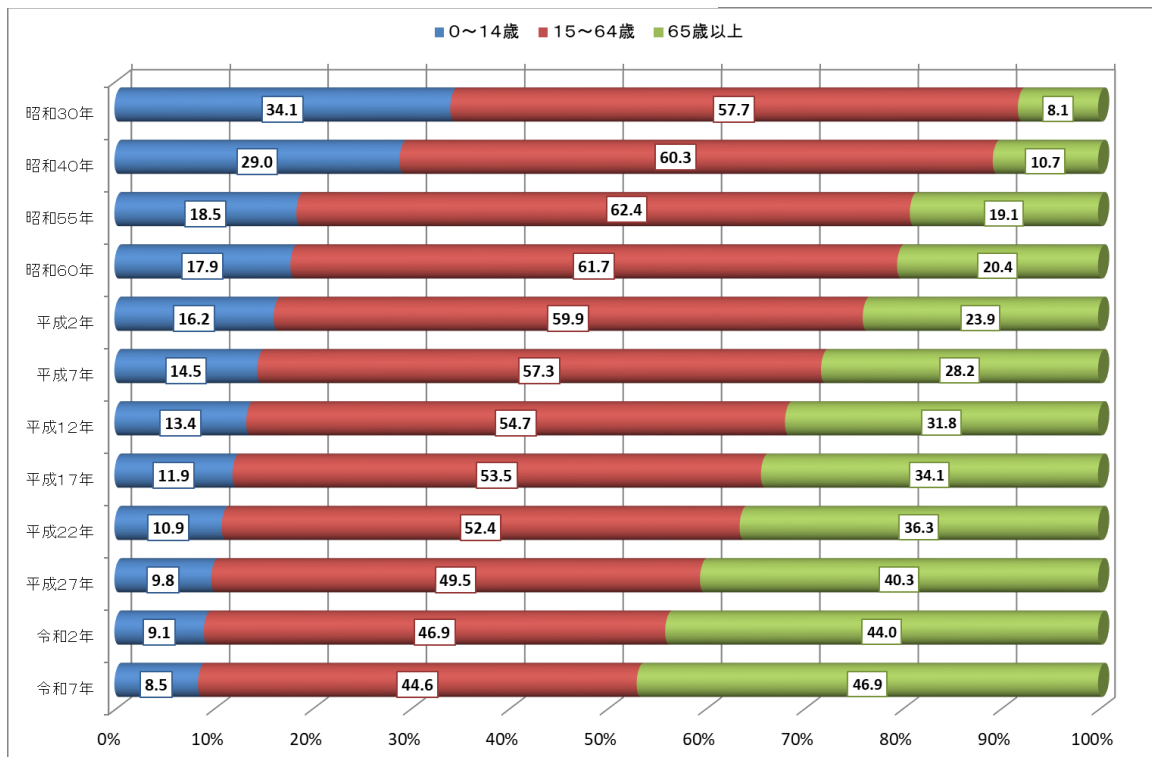
■本市の年齢3区分別人口の推移



推 計 値

(注) 年齢不詳があるため、必ずしも総人口と一致しない場合がある。

■本市の年齢3区分別割合の推移



推 計 値

(注) 年齢不詳があるため、割合の合計は100%とならない。

2 世帯数

核家族化が進行し、令和7年には、1世帯当たりの人員が1.81人となり、世帯数は12,773世帯となるものと推計されます。

■ 本市の世帯数の見直し ■

区 分	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口(人)	32,002	28,647	25,779	23,067
1世帯当たり人員(人)	2.43	2.37	2.02	1.81
世帯数(世帯)	13,139	12,112	12,741	12,773

(資料) 国勢調査(平成27年)、国立社会人口問題研究所推計(令和2年以降)
(注) 世帯数は対数回帰分析による推計

3 就業人口

就業者数は、令和7年には9,438人となり、平成22年よりも5,000人以上減少し、就業率は40.9%に低下するものと推計されます。

■ 本市の就業者数の見直し ■

区 分	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口(人)	32,002	28,647	25,779	23,067
就業率(%)	46.2	46.9	43.6	40.9
就業人口(人)	14,779	13,449	11,241	9,438

(資料) 国勢調査(平成27年)
(注) 令和2年度以降は対数回帰分析による推計値

◆「賑わいのゾーン」

本市の都市的魅力を生み出す拠点（賑わいのシンボル）となる地域を指定して「賑わいのゾーン」の形成を検討・推進します。

市役所本庁舎周辺地域は、旧国東町の時代から「都市計画区域」として選定されており、国東地域の中心的な役割を担ってきました。ここには、大分県東部振興局や国東警察署、国東高等学校があり行政中心の地域として、特に昼間人口の多い地域となっています。また、文化施設「アストくにさき」が立地し、近くには公共交通である路線バスのターミナルがあります。行政、企業、市民が協働してまちづくりを進め、本市の中心地として賑わいの都市機能集積を高め「国東市・国東半島」に来る方の玄関口としての役割を果たす必要があります。

また、本市の地域資源として最大の施設は、大分空港であることは明白です。大分空港周辺には「大分キャノン（株）」をはじめとして、先端技術産業や大分県住宅供給公社による「向陽台」などの住宅地域等が開発され、一定の地域振興策が既に実施されています。しかし、空港が開港して49年経過しましたが、年間183万人（令和元年度）が利用する大分空港に相応しいまちづくりが図られているとは言い難い面があります。この地域については、その立地条件から、関係機関との連携のもと、本市の都市的魅力を生み出す拠点へと誘導して、新しい賑わいのまちづくりを行政、企業、市民が協働して検討・推進する必要があります。

大分空港が、航空機を利用した小型衛星の打上げ事業を手掛ける米企業の拠点「スペースポート（宇宙港）」に、令和2年4月アジアで初めて選ばれました。「水平型打ち上げ」と呼ばれる方式を取り、改良した航空機に小型衛星を格納したロケットをつり下げ、空港から離陸後に洋上で発射されます。最速で令和4年の打上げを目指すものです。小型衛星は、気象観測や測位、通信などの分野で世界的に需要が高まることが見込まれ、実現して軌道に乗れば、県内での関連ビジネス拡大など、産業振興が期待できます。

スペースポートに対する住民の理解と機運醸成の取組みを進めるとともに、大分空港周辺の環境整備と、空港を訪れる技術者や見物客への観光面の振興や賑わいの創出などを図っていく必要があります。

◆「企業・起業ゾーン」

本市における企業誘致や起業の場となる活力ある集積ゾーンで、従来の県北国東地域「テクノポリス」ゾーンと重なる地域となります。現在の労働力人口の推移などから、大企業の誘致は厳しい環境にあります。先端産業の誘致による集積化によって、このゾーンは雇用政策における重要なゾーンとなっています。

また、大分空港、大分空港道路、東九州自動車道、そして現在計画されているホーバークラフト就航によるアクセスの改善が図られていることから、企業誘致や起業の場としても新たな集積地としての可能性があります。

◆「文化・スポーツゾーン」

本市を代表する文化やスポーツ施設が立地しているゾーンで、既存の「アストくにさき」を中心に、文化政策やスポーツ大会などを開催する地域となっています。この地域は、「賑わいのゾーン」とも連携して、文化・スポーツ関連の政策を計画的に推進する集積ゾーンとしての役割を果たす必要があります。

◆「アート・工芸・交流ゾーン」

ここは、「くにみギャラリー通り」のある地域で、多くの「芸術家」や「工芸家」が移住しており、国見町は、アート・工芸の中心地となっています。また、平成24年から始まった「国東半島芸術祭」でもギャラリーが整備され、地元住民のギャラリーと併せて「アートギャラリー」の集積地となっています

さらに、「道の駅くにみ」やマリンスポーツ施設を含む「くにみ海浜公園」、「権現崎キャンプ場」、「国見B&G海洋センター」、「国見生涯学習センターみんなんかん」、「スオーナダフェリー竹田津港」、姫島に就航する「伊美港」などが立地し、この地域は、北部地域の観光・文化施設の集積地にもなっています。

加えて、北部地域の振興に資するため、新しい国東の魅力である「アート・工芸」と従来の観光・文化関連施設を連携させた官民一体となった取組みを検討・推進する地域となっています。

◆「第一次産業を中心にした悠久の歴史ゾーン」

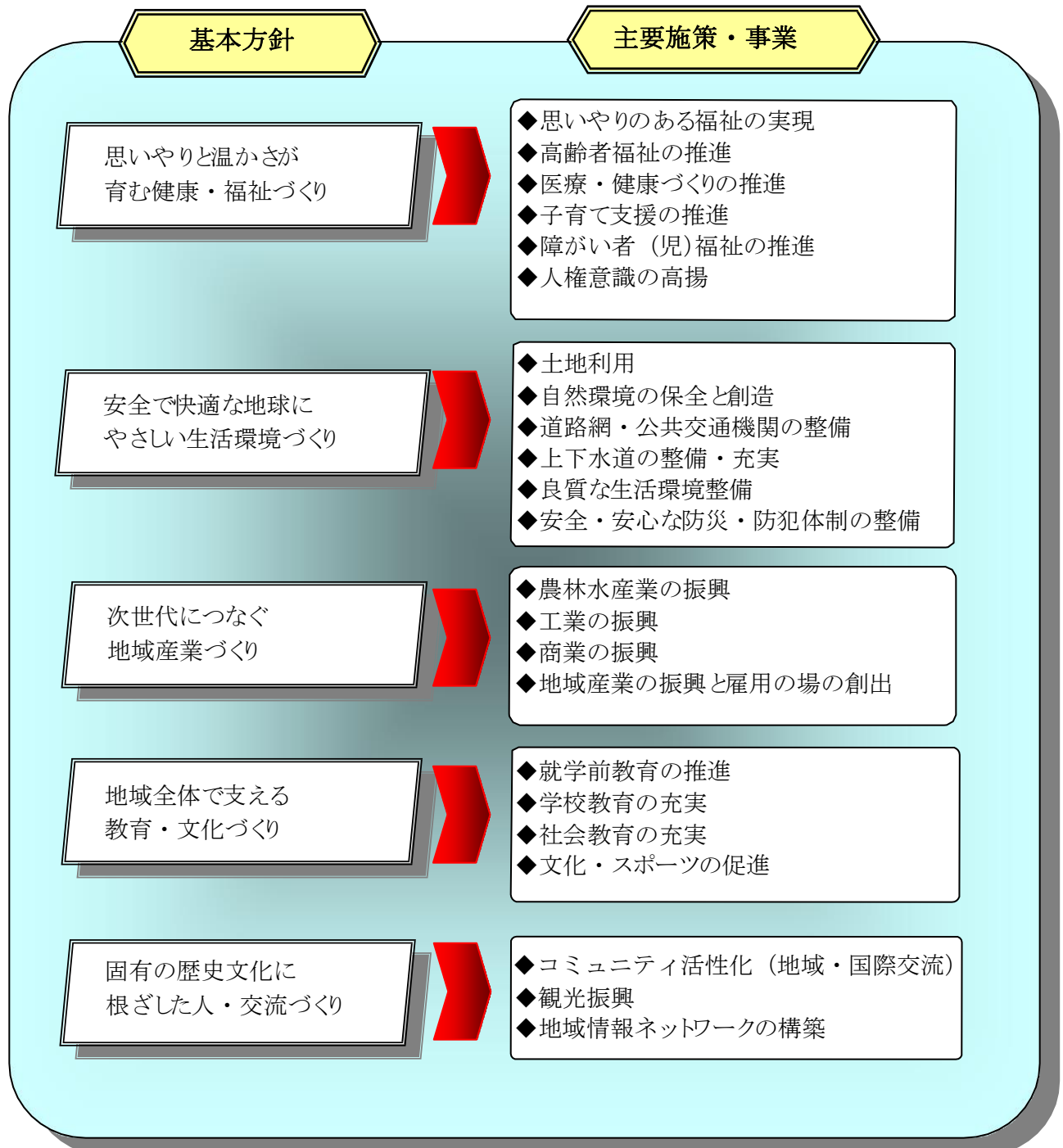
ここは悠久の歴史や文化が引き継がれている自然環境の豊かな地域でもあり、まちづくり協議会やNPO法人との協働による移住・定住者が多い地域でもあります。また、この地域は「グリーンツーリズム（農家民泊）」にも積極的に取り組んでおり、都市との交流事業が盛んな地域です。

世界農業遺産認定にみられるような循環的な農林業（米・しいたけ）が盛んな地域であり、国東の農林業を全般的に支えている地域です。今後は厳しい人口減少社会が予想されますが、社会福祉政策や国・県の第1次産業政策、移住・定住政策と連携して、自然豊かな国東の文化や景観を未来へつなぐ地域としての振興を図る必要があります。

第6章 新市の施策

1 施策の体系

新しいまちの将来像にふさわしいまちづくりを進めていくためには、先にあげた5つの基本方針及びゾーン別整備方針を踏まえ、施策の体系を次のように設定しました。



2 分野別施策・主要事業

(1) 思いやりと温かさが育む健康・福祉づくり

① 思いやりのある福祉の実現

個人の価値観の多様化や経済的格差により、家庭や地域における思いやりが薄れつつある中で、誰もが生涯にわたって住み慣れた家庭や地域で生きがいをもって暮らせるよう、住民同士の連携体制の構築や防災体制、防犯活動の強化を図るとともに、ボランティア活動への支援、社会福祉法人や医療法人、NPO法人などと連携をして、福祉サービスを充実させるために、支え合い・助け合いの思いやりのある地域づくりを目指します。

【主要事業】

- ◎ 地域福祉計画策定事業
- ◎ 生活支援体制整備事業
- ◎ 地域福祉団体交流事業
- ◎ 地域防災・防犯体制支援事業
- ◎ ボランティア団体育成・支援事業
- ◎ ボランティア活動推進事業
- ◎ 重層的支援体制整備事業

② 高齢者福祉の推進

高齢者が学ぶ場所として、また、高齢者と若者との世代間交流や地域間交流、各地域の文化の継承や地域情報の発信など、高齢者福祉の拠点として公民館施設を利用し、取組めます。

「誰もが、さかしく、自分らしく、安心して暮らせる地域」を実現していくため、第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に掲げる7項目の基本施策を推進します。

【主要事業】

- ◎ 公民館事業
- ◎ 高齢者福祉施設整備事業関連事業
- ◎ 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
 - (1) さかしく暮らし続けられるための取組の推進
 - (2) その人らしい生活、思いを支援できる取組の推進
 - (3) 安心して暮らし続けられるための取組の推進
 - (4) 災害や感染症が発生しても安心して暮らし続けられる取組の推進
 - (5) 高齢者とその家族を支える人材の確保、定着、育成を支援
 - (6) 高齢者の多様なニーズに対応する住まいと住まい方への支援
 - (7) 介護保険事業の円滑な運営

③ 医療・健康づくりの推進

住民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができるよう、健康づくりや食育に関する施策を計画的に推進します。また、市民病院等の関係機関と協力した地域医療体制の構築及び医療施設などの整備を図ります。

【主要事業】

- ◎ 医療施設・設備整備事業
- ◎ 健康づくり事業
- ◎ 健康増進事業
- ◎ 各種健診事業
- ◎ 健康づくり計画及び食育推進基本計画策定事業
- ◎ 地域医療体制整備事業

④ 子育て支援の推進

子どもの身体・精神の両面から成長・発達の確認を行える体制を整えるとともに、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる相談窓口の充実を図り、子どもとその家族の健康を守ります。

また、多様化する保育ニーズに適切に対応するとともに、保育所や認定こども園、児童館、子育て支援センターなどの機能充実や地域で子育てをサポートする体制整備、そして、子育て世帯への経済的な支援を行うことで、子どもを安心して産み育てる環境を整備します。

急増する児童虐待や、いじめ、不登校など、子どもに関する様々な問題についても学校や専門機関と連携しながら、早期発見・早期対応の体制整備を図っていきます。

【主要事業】

- ◎ 子育て支援事業
- ◎ 不妊治療費助成事業
- ◎ 保育所等施設・環境整備事業
- ◎ ボランティア団体育成・支援事業（再掲）
- ◎ 児童虐待防止ネットワーク事業
- ◎ 母子保健事業
- ◎ 予防接種事業
- ◎ 放課後児童クラブ施設・設備整備事業

⑤ 障がい者（児）福祉の推進

誰もが、住みなれたこの地域で安心して暮らせるように、相談窓口や緊急時の通報など、それぞれの状況に応じた障がい福祉サービスの提供、環境の整備に努めます。併せて、地域社会への参加、生活する場所などの選択の機会が確保されるよう支援を行います。

障がい者（児）施策は、福祉、保健、医療、教育、就労など多くの分野に渡っています。障がいの内容や人生の各段階・生活の場面に応じたきめ細やかで一貫したサービスが提供できるように、関係機関の一層の連携を図る支援ネットワークを構築し、制度の円滑かつ適正な運営に努めます。

【主要事業】

- ◎ 障がい者（児）支援給付事業
- ◎ 障がい者計画策定事業
- ◎ -地域生活支援事業
- ◎ 公共施設等バリアフリー化事業

⑥ 人権意識の高揚

思いやりと温かさに満ちた地域社会とするためには、人が人として、お互いを尊重しあうことが極めて重要です。

また、住民一人ひとりの基本的人権が尊重される地域社会の実現に向けて、学校や地域などであらゆる機会を通して人権・部落差別解消教育啓発に積極的に取り組むなど、人権意識の高揚に努めるとともに、部落差別の問題をはじめとする、様々な個別の人権侵害などについても、住民相談などを実施するなど、人権施策を総合的に推進します。

加えて、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるようにする必要があります。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、各種啓発活動の実施、女性活躍のための環境整備に取り組めます。

【主要事業】

- ◎ 人権・同和教育啓発推進事業
- ◎ 男女共同参画事業

(2) 安全で快適な地球にやさしい生活環境づくり

① 土地利用

土地利用は、都市化への進展、農業構造の変化などにより複雑化してきていますが、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は今後も進むものと考えられます。土地は限られた資源であり、自然的土地利用と都市的土地利用、開発と保全といった相反する土地需要に計画性を持たせることが重要です。

また、住民の生活を支える都市の形をつくるため、都市計画マスタープランなどの方針に基づき、土地の総合的な活用や適正な土地利用の誘導を図り、自然環境や優良農地の保全、市街地整備、居住環境整備、産業振興などバランスのとれた計画的な土地利用を促進します。

【主要事業】

- ◎ 国土利用計画策定事業
- ◎ 土地利用基本方針策定事業
- ◎ 農業振興計画関連事業
- ◎ 都市計画マスタープラン関連事業
- ◎ 立地適正化計画策定事業
- ◎ 都市再生整備事業

② 自然環境の保全と創造

地域の貴重な財産である山間部から海岸部にかけての変化に富んだ美しい自然環境の保全・整備を進めるとともに、治山・治水事業を促進し、自然災害などに強いまちづくりを進めます。

また、日常生活の身近にある自然環境は、住民が快適な生活を送る上で重要な要素であり、自然との共生を前提に、公園などの人と自然が触れ合える生活空間の創造に努め、国東市公園再整備方針を基に公園の適正配置と整備を進めます。

さらに、ごみ処理の広域化への推進、ごみの分別回収・リサイクルによる減量化の推進、新エネルギー導入や省エネルギー対策によるエネルギーの有効活用などを推進し、持続可能な循環型社会の構築に努めます。

【主要事業】

- ◎ 公園整備事業
- ◎ 海岸保全施設整備事業
- ◎ 環境保全事業
(広域ごみ処理施設の推進、ごみの適正処理・リサイクル推進による減量化、地球温暖化対策、基本計画等)
- ◎ 火葬施設整備事業
- ◎ 治山・治水事業
- ◎ 森林環境譲与税を活用した森林整備事業
- ◎ 外来生物対策事業

③ 道路網・公共交通機関の整備

地域の一体的な発展と利便性の一層の向上を図るため、本市の骨格となる国道213号及び県道4路線の主要地方道、一般県道の整備を国や県に要望していきます。

国道や県道に通じ、地域を網の目状に走る道路は、各集落を結ぶ重要な生活道路ですが、整備状況には地域差があり、早急な整備が望まれていることから、効率的、効果的な整備を推進するとともに、関係機関に要望していきます。さらに、橋梁・トンネルなどのインフラ施設において、老朽化が一斉に進むことから、安全性、信頼性を確保していくために、定期的な点検及び修繕が必要となります。

また、公共交通機関である路線バスは、自家用車の普及や人口減少等により利用者が年々減っており、バス事業の運営は厳しくなっていますが、地域住民、特に高齢者や学生・児童など自ら交通手段を持たない方にとっては必要不可欠な交通機関であることから、路線の維持・確保に努めます。路線バスの運行の無い地域については、コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行継続を図ります。

さらに、住民が公共交通を安全で快適に利用できるように、それを補完する新たな移動手段の検討を進めます。

併せて、公共交通が抱える課題の解決に向けて、自動運転技術などを活用した新しい交通システムの可能性を探っていきます。

【主要事業】

- ◎ 市道整備事業
- ◎ 国・県道整備促進事業
- ◎ 河川・排水路等整備事業
- ◎ 地域交通体制支援事業
- ◎ 公共交通関連事業
- ◎ 公共交通のスマート化事業
- ◎ 自動車学校支援事業

④ 上下水道の整備・充実

上水道事業は住民が健康で、文化的な日常生活を営む上で常に良質な水を豊富に供給し、また社会的かつ経済的な諸活動を支える上で、重要な役割を担っています。

これまで計画的な配水管の敷設や維持・管理、住民への節水啓発、さらには給水能力の改善、施設の近代化などを進めてきましたが、今後は都市機能の集積、産業活動の拡大などを背景に、水需要は更に増大すると予測され、良質で安全な水の計画的な供給を図るために、水源・水量の確保と、安定的な供給に向けた上水道施設の整備を推進します。

衛生的な環境を保全し、快適な日常生活を送る上で、重要な役割を持つ生活排水対策として、地域の実情に即して、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業などの整備を計画的に促進します。

また、下水道施設にし尿受入施設の整備を進めます。

【主要事業】

- ◎ 上水道整備事業
- ◎ 下水道整備事業
- ◎ 合併処理浄化槽設置事業

⑤ 良質な生活環境の整備

快適で暮らしやすい居住環境の整備は、企業立地や若年層の定住を促進するための重要な施策です。U・J・I ターン志向や核家族化に対応して公営住宅建設を進めてきましたが、老朽化したものが多くあるため、長寿命化計画の見直しを行い、既存の住宅に、住民ニーズにあった改善を施すことが急務となっています。また、市内の空き家となった一般住宅については、利用できる物件は空き家バンク制度を活用し、危険家屋と思われる物件については、早期の対応が求められています。

今後は、老朽化した市営住宅の集約及び廃止・解体などの再編を行い、居住性及び利便性を高めた住宅、若者向け、新婚世帯向け、子育て世帯向け、高齢者向けなど、様々な住宅ニーズに対応した住宅建設を、民間活力も活用しながら促進するとともに、宅地の供給も併せて推進します。

また、身近で自然にふれあえる公園整備などをはじめとして、安全で快適な居住空間の創出に努めます。

【主要事業】

- ◎ 公営住宅整備事業
- ◎ 公園整備事業（再掲）
- ◎ 定住促進事業（空き家対策等）
- ◎ 移住定住促進事業
- ◎ 宅地分譲事業
- ◎ 宅地分譲地整備事業
- ◎ 賃貸住宅整備事業

⑥ 安全・安心な防災・防犯体制の整備

今最も求められているものは、安全で安心できるまちづくりです。災害の未然防止対策を推進するとともに、災害の発生に対して速やかに対応できるよう消防・防災機能の強化、充実に努めます。

また、住民を事件・事故から守るため、交通安全や防犯機能を高め、安全で安心して快適な日常生活が送られるまちづくりを推進します。

【主要事業】

- ◎ 防災ダム整備推進
- ◎ 急傾斜地崩壊対策推進
- ◎ 消防・防災施設・設備整備事業
- ◎ 自主防災組織支援事業
- ◎ 街路灯、防犯灯整備事業
- ◎ 交通安全対策事業

(3) 次世代につなぐ地域産業づくり

① 農林水産業の振興

活力に富み魅力ある市とするためには、基幹産業のひとつである農林水産業（第1次産業）の振興が不可欠です。

農業については、担い手育成や基盤整備事業をさらに推進し、地域営農組織、及び法人化を含めた経営の近代化により、農地の効率的運用を図るとともに、空港機能も利用した果樹、野菜、花きのブランド化や生産拡大、さらには流通販路の拡大などを図ります。

併せて、農業用ドローンや自動運転（無人）トラクターなどの農業用機械の導入、データ駆動型農業（※1）の体制づくりを行うことで、労働時間の縮減やコストの削減のためのスマート農業の推進を図ります。

（※1）農産物栽培マニュアル（各種研究機関や個人の培った農作物の栽培方法）をデジタル化、圃場から IoT で取得した環境データ（温度・湿度等）と連携して最適なほ場環境の維持管理をして栽培する仕組み。

林業については、林業経営に関して規模拡大、担い手育成を促進するとともに、特産林産物のブランド化などを推進します。

有害鳥獣被害対策については、捕獲対策（イノシシ、シカ、アナグマなど）、防護対策（金網柵、シカネット、電気柵など）を主軸として、農林作物被害の低減化を図ります。

水産業については、後継者の育成を図り、魚礁漁場の造成などを一層推進するとともに、栽培漁業の推進による沿岸水産資源の維持・増大や養殖漁業の推進による地域の特産水産物のブランド化へ向けた取組みを、積極的に推進します。

また、農林水産業を観光資源として活用し、都市と農村の交流によるグリーンツーリズムを推進するとともに、世界農業遺産ブランドの活用や地産地消を推進し、農林水産業の活性化を図ります。

【主要事業】

- 農業
 - ◎ 農業基盤整備事業
 - ◎ 農業振興事業
 - ◎ 中山間等交付金事業
 - ◎ 園芸振興事業
 - ◎ 農業施設防災・減災事業
 - ◎ 畜産振興事業

- 林業
 - ◎ 有害鳥獣被害防止対策事業
 - ◎ しいたけ増産体制整備総合対策事業
 - ◎ 森林病虫害防除事業（松くい虫防除）
 - ◎ 森林整備事業
（林道、作業道整備、間伐・除伐対策等）
 - ◎ 森林環境譲与税関連事業

- 水産業
 - ◎ 漁場整備事業
 - ◎ 漁港整備・管理事業（機能保全・長寿命化等）
 - ◎ 水産振興事業

- 農林水産業全般
 - ◎ グリーンツーリズム支援事業
 - ◎ 新規就業者支援事業
 - ◎ 地産地消推進事業
 - ◎ 後継者対策事業
 - ◎ 農林水産業スマート事業

② 工業の振興

県北国東地域テクノポリスの中核的な地域として、製造業を中心に大分キャノン(株)、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)(進出当時ソニー大分(株))など、多くの先端技術型企業が進出し、大きな成果を収めています。今後とも、大分空港の立地やホーバークラフトの就航等の地理的利点を活かし、先端技術産業の集積を図るとともに、誘致企業や地場企業の育成・支援、人材確保などを積極的に推進します。そして、本格的なデジタル時代に対応するため、テレワークやサテライトオフィスなど、ITを活用した企業などの誘致を図り、「ハイテク産業の形成」を促進します。

また、大分空港におけるアジア初の水平型スペースポート事業にも連動して、事業展開し、企業誘致も併せて実施します。

【主要事業】

- ◎ 企業誘致推進事業
- ◎ 工業基盤整備事業
- ◎ 工業用水確保事業
- ◎ 中小企業支援事業
- ◎ 人材確保支援(工業系人材)
- ◎ サテライトオフィス誘致事業
- ◎ 企業雇用対策事業
- ◎ デジタル化支援事業

③ 商業の振興

多くの谷筋に分断された半島特有の地形から、人口が分散しており、また、交通アクセスが悪く、流入人口が少ないため、大きな商業が集積されていないことから、集客力が弱く、消費活動が他の地域に流出していますが、日常生活の利便性、さらには地域コミュニティの場という観点からすると、地元商業のもつ意義は決して少なくありません。さらに、高齢化が今後一層進行する中では、自宅周辺で商品を購入できることは極めて重要です。

地元商店街の活性化に向け、個別店舗の経営強化、後継者へのスムーズな事業継承やキャッシュレスインフラ構築などを、積極的に支援するとともに、交流人口を増やし、地域住民が求める魅力ある商業形成を支援します。

【主要事業】

- ◎ 商店街振興対策事業
- ◎ 中小企業支援事業（再掲）
- ◎ 経営改善普及事業
- ◎ 起業・創業支援事業

④ 地域産業の振興と雇用の場の創出

本市には、基幹産業である農林水産業から先端技術産業まで多様な第1次、第2次産業が立地していることから、これらに商業や観光といった第3次産業を加え、業種・業態ばかりでなく、第1次から第3次までの産業間の枠を越えた人的・技術的交流・融合を図り、雇用の場の創出に努めます。

さらに、こうした産業間、異業種・異業態間の交流を本格化させるため、人材の交流・育成を促進するとともに、技術開発、商品・製品、流通・販売などの情報交流を活発化させるためのシステムづくり、6次産業化などの体制づくりを支援します。また、労働力人口の減少により、多様な人材を活かせるよう取組みます。

【主要事業】

- ◎ 企業誘致推進事業（再掲）
- ◎ 中小企業支援事業（再掲）
- ◎ 企業雇用対策事業（再掲）
- ◎ 商品開発支援事業
- ◎ 産品販路拡大事業
- ◎ 道の駅再整備事業
- ◎ 加工・販売施設・設備整備事業

(4) 地域全体で支える教育・文化づくり

① 就学前教育の推進

幼児期は、人間形成の上で極めて重要な時期であり、社会の中で生きていくための基礎・基本を身につけるとともに、幼児一人ひとりの個性と創造性を育むことが重要であるという認識のもと、すべての幼児が等しく教育を受けることができ、幼児の豊かな感性や創造性、自主性が育まれる教育環境の整備を図ります。また、小学校への円滑な接続が図られるよう私立・公立のこども園、保育所、幼稚園の連携を深めます。

【主要事業】

- ◎ 幼稚園施設等整備事業

② 学校教育の充実

郷土を誇りとし、夢や希望を抱きながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付け、これからの変化の激しい時代を主体的にたくましく生きる子どもを育成する教育を推進します。そのため、就学前と小学校、小学校と中学校の接続を重視した一貫性のある教育を「連携の縦軸」、学校・家庭・地域総ぐるみの教育を「協働の横軸」とし、各種事業について計画的・組織的に取組みます。

また、今後は社会の変化や要請を踏まえ、プログラミング学習やICTを活用した学習、外国語学習などにも計画的に取組みます。さらに、地域のコミュニティとして家庭・地域の要請に応じ、主体的な判断と責任のもとに開かれた地域とともにある学校づくりに取組みます。

【主要事業】

- ◎ 学校教育推進事業
- ◎ 学校施設・設備整備事業
- ◎ 学校給食施設・設備整備事業
- ◎ 学校給食運営事業

③ 社会教育の充実

地域コミュニティを核に図書館、中央公民館、地区公民館、歴史体験学習館などの施設を有効利用し、地域住民一人ひとりの様々なニーズに応じて、障がいの有無にかかわらず、住民が主体的に“いつでも、どこでも、だれでも、なんでも”学ぶことのできる自主的、創造的、包括的な学習活動や地域活動、学習の場づくりや情報の提供を進め、社会教育推進体制の整備を促進するとともに、住民の主体的な学習活動を支援します。

【主要事業】

- ◎ 社会教育施設・設備整備事業
- ◎ 障がい者芸術文化事業
- ◎ 安国寺集落遺跡活用事業
- ◎ 「くにさき学」推進・活用事業

④ 文化・スポーツの振興

六郷満山文化に代表される国東の文化の中で先人達から受け継いできた歴史や祭りなどの伝統文化の保護、保存を進めるとともに、歴史体験学習館などの文化財関連の環境整備を進め、伝統文化を継承する担い手を育成し、地域や分野を越えた新しい地域文化の創造にも取り組んでいきます。

また、住民のスポーツに対する意識の高揚を図るとともに、身近な生活環境に根ざしたスポーツ活動を振興し、健康で豊かな、活力ある地域創造のためのスポーツ事業の展開を図り、スポーツを取り巻く環境の整備充実、スポーツ指導者の養成と人材の育成、スポーツを通じた交流人口の増加に取り組めます。

【主要事業】

- ◎ 伝統文化継承事業
- ◎ 文化・スポーツ施設・設備整備事業
- ◎ スポーツイベント開催事業
- ◎ 文化財保護・保存・活用事業
- ◎ 芸術文化活動支援事業

(5) 固有の歴史文化に根ざした人・交流づくり

① コミュニティ活性化（地域・国際交流）

コミュニティは本来共通の問題意識をもつ人々の緩やかな集合体と捉えられていますが、本市には集落をはじめ、行政区などの組織化された集まり、趣味の会やスポーツ同好会、さらには同じ悩みをもつ親の会など様々な人の集合体が存在します。

今後は、様々なコミュニティが情報交換できる体制をつくり、行政区を超えた地域コミュニティ活性化のためのネットワークの構築を推進します。

また、豊かな自然環境や貴重な歴史文化遺産など、本市の特性を生かし、住民が郷土への誇りと愛郷心がもてる地域づくりを推進するため、地域づくりグループや地域づくりに携わる人材育成を図るとともに、複数の行政区に渡る人的ネットワークの構築を推進します。

さらに、県内外の観光客誘致や、他地域との地域間交流による交流人口及び関係人口の増加、地域内連携・交流の活性化を図るとともに、大分空港の活用、県内大学とも連携を取りながら、広く世界各国との交流を広げるとともに、中学生を中心に国際交流活動を促進し、国際感覚あふれたまちづくりに努めます。

【主要事業】

- ◎ 国際交流事業
- ◎ コミュニティ活動支援事業
- ◎ 休憩施設・設備整備事業
- ◎ 交流拠点施設・設備整備事業
- ◎ 地域間交流イベント事業支援・開催
- ◎ 生活支援体制整備事業（再掲）

② 観光振興

本市では、進行する人口減少の中で、観光や交流人口増大による地域活性化が重要となっています。観光消費の経済効果が様々な産業に波及するという効果の大きさから、観光・交流施設の整備や観光イベントの開催などの観光振興事業が実施されています。また、近年は観光ニーズの多様化により、変化に対応可能な受け入れ体制の確立が重要となっています。

本市には各所にすぐれた観光資源や集客・交流機能をもつ施設が数多く存在し、空の玄関口となる大分空港や海の玄関口となる竹田津港や伊美港があり、また、大分空港と大分市内を結ぶホーバークラフトの復活も観光ポテンシャルの大きさを秘めています。

本市が保有する歴史・文化・産業を絡み合わせて、観光振興施策を総合的に進め、魅力ある地域づくり、活力ある地域づくりを目指します。

【主要事業】

- ◎ 観光施設・設備整備事業
- ◎ 観光イベント開催事業
- ◎ インバウンド推進事業
- ◎ 観光情報発信事業
- ◎ 特産品開発支援事業
- ◎ グリーンツーリズム支援事業（再掲）
- ◎ 文化財保護・保存・活用事業（再掲）
- ◎ 「くにさき学」推進・活用事業（再掲）
- ◎ カルチャーツーリズム事業（芸術作品）

③ 地域情報ネットワークの構築

ケーブルテレビ施設は、情報提供のインフラであるとともに、災害時における住民の生命・財産の保全に不可欠な重要インフラであるため、効率的かつ計画的な施設の維持管理に取り組めます。

現行の同軸ケーブル方式から光ケーブル方式によるケーブルテレビ施設の再構築を図ります。

また、本市への来訪者の利便性の向上や防災対策、その他にぎわいのあるまちづくりのため、固定系情報通信基盤であるケーブルテレビ施設のほか、モバイル用情報通信基盤の整備を行います。

【主要事業】

- ◎ ケーブルテレビ光化事業
- ◎ Wi-Fi（公衆無線 LAN）ステーション整備事業
- ◎ ケーブルテレビ施設・設備整備事業

3 新市における県事業の推進

前節で整理した主要事業のうち、大分県が事業主体となって行う事業を再整理します。

道路の整備や防災対策などのまち基盤整備分野、農林水産業の基盤整備分野の事業が中心となっています。

【まち基盤の整備】

- 国道整備事業
- 県道整備事業
- 防災ダム整備事業
- 海岸施設整備事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 国土強靱化対策事業

【農林水産業の振興】

- ため池調査計画事業
- 経営体育成基盤整備事業（農地整備・農道整備）
- 中山間地域総合整備事業
- 海岸保全事業
- 林道整備事業
- 漁場整備事業
- 漁港整備事業
- 港湾整備事業
- 海岸整備事業
- 基幹水利施設保全対策事業
- 防災重点農業用ため池整備事業
- 河川工作物応急対策事業
- 水田畑地化推進基盤整備事業

第7章 公共施設の適正配置と整備

新たな公共施設の整備にあたっては、財政事情を考慮し、事業効果や効率性について十分な論議を行い、実施します。

また、既存の施設については、地域バランスを考慮したうえで、統合廃止（改善、複合化、集約化、転用、減築、解体）を含めた公共施設の適正配置を行い、効率的な整備に努め、財政負担の軽減及び平準化を図ります。

市有地などを有効活用し、本庁舎及びアストくにさきの利用者の利便性が向上するように、本庁舎周辺の整備を行います。

総合支所については、他の用途との複合化などを図りながら、効率の良い整備に努めます。老朽化した他の公共施設などについても、公共施設等総合管理計画に基づき、大規模改修による長寿命化や解体を行い、適正配置と整備に努めます。

第8章 財政計画

財政計画は、合併後20年間における本市の財政運営の指針とするため、歳入・歳出の項目ごとに、過去の実績や社会情勢を勘案しながら推計したものです。

作成にあたっては、今後増加が予測される経費、合併に伴い節減が見込まれる経費、さらに合併特例債などの国・県の財政支援措置を反映させ、歳出構造の見直しを図りながら健全財政に向けた取組みを進めていく計画としました。

1 財政計画策定方法

平成18年度から令和7年度までの20年間について、令和元年度までの実績及び令和2年度以降の推計により普通会計ベースで作成しました。

現状では、本市における個々の事業の全てを把握することは困難であることから、「個々の事業の積み上げにより歳入・歳出の各項目の数値を求めていく」という方法を採用せず、歳入・歳出のそれぞれの項目について、「基準年度の数値（令和元年度の収支決算）を基に、それぞれの項目に条件を設定して推計を行い、数値を求めていく」という方法を採用しました。

2 歳入・歳出についての考え方

<主な歳入について>

① 地方税

現行税制度を基本に、将来の人口推移を踏まえて推計しました。

② 地方交付税

国の制度改革の動向を勘案し、令和2年度から令和7年度までを推計しました。

普通交付税の算定の特例（合併算定替）の適用を前提とし、将来の人口推移、地方税の増減による影響分、旧町分の生活保護費が加算されることによる影響分及び地方債（特例債含む）償還額の普通交付税算入についても加味して推計しました。

③ 国庫支出金・県支出金

現行の補助制度を基本に、普通建設事業の見込みなどを踏まえて推計しました。

④ 地方債

合併特例債及び通常債の発行額については、普通建設事業の見込みなどを踏まえて推計しました。

<主な歳出について>

① 人件費

合併による特別職、議会議員定数及び一般行政職の削減効果を見込んで推計しました。

② 扶助費

合併によるサービス水準の向上や少子・高齢化の進行を勘案し、将来の人口を見込んで推計しました。また、旧町分の生活保護費を加算しました。

③ 公債費

公債費については、令和元年度までの地方債に係る償還予定額に、令和2年度以降の新市建設計画における主要事業などの実施に伴う新たな地方債（特例債を含む）に係る償還予定額を加えました。

④ 物件費

合併による事務経費の削減効果を見込んで推計しました。
合併に伴う臨時的経費の増加分を見込んでいます。

⑤ 補助費等

合併による行財政の効率化に伴う削減効果を見込んで推計しました。

⑥ 積立金

剰余金、及びふるさと応援寄附金による積立を見込んで推計しました。

⑦ 繰出金

近年の傾向を踏まえて推計しました。

⑧ 投資的経費

毎年度、実施可能な事業費を見込んで推計しました。

3 財政計画表

歳入

	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
地方税	3,077	3,266	3,290	3,283	3,239	3,094	2,980	2,878	2,906	2,982	2,941	3,129	3,079	3,105	3,094	2,841	2,944	2,973	2,906	2,890
地方譲与税	582	354	336	319	309	299	288	278	265	284	282	280	283	289	303	288	282	275	269	263
交付金	577	508	480	470	465	494	398	412	446	694	597	626	635	619	640	635	621	608	594	581
地方交付税	8,985	8,911	9,145	9,348	9,856	9,670	9,591	9,494	9,285	9,275	8,817	8,518	8,180	8,054	8,123	7,653	7,734	7,970	7,838	8,128
分担金・負担金	294	286	243	225	222	181	197	181	177	160	163	148	139	145	142	140	138	135	133	131
使用料・手数料	526	515	533	505	547	527	520	522	510	504	494	367	355	332	326	321	316	311	305	300
国庫支出金	1,270	1,879	1,344	2,818	2,450	1,797	1,483	1,706	1,810	1,968	2,180	2,050	1,805	2,178	5,930	2,726	2,415	2,141	1,958	2,079
県支出金	1,407	1,076	1,208	1,467	1,364	1,179	1,297	1,236	1,081	1,252	1,650	1,564	1,588	1,487	1,535	1,287	1,260	1,257	1,292	1,256
財産収入	65	44	306	45	43	43	87	237	191	255	474	231	160	154	106	73	50	35	24	17
寄附金	3	1	4	2	4	2	7	3	10	1,146	2,505	3,245	2,389	2,293	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
繰入金	128	643	17	205	22	671	50	69	149	2	689	2,798	1,903	1,064	1,980	1,067	888	709	1,038	826
諸収入	237	191	198	142	137	172	137	179	226	263	174	180	217	226	223	219	215	212	209	205
地方債	1,994	2,461	1,822	2,283	1,806	2,126	1,723	1,707	2,780	5,073	1,455	1,603	1,789	3,241	2,710	4,036	3,378	4,180	2,477	1,955
繰越金	427	494	564	706	741	543	450	346	380	401	444	513	470	619	569	-	-	-	-	-
歳入合計	19,572	20,629	19,490	21,818	21,205	20,798	19,208	19,248	20,216	24,259	22,865	25,252	22,992	23,806	28,181	23,286	22,241	22,806	21,043	20,631

歳出

	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	4,693	4,354	4,208	4,118	4,064	4,154	4,044	3,974	3,951	3,773	3,723	3,849	3,840	3,799	4,164	4,178	4,165	4,139	4,119	4,077
扶助費	1,750	1,961	1,963	2,011	2,358	2,412	2,480	2,514	2,733	2,706	3,016	3,108	3,007	3,174	3,075	3,074	3,073	3,069	3,063	3,057
公債費	3,799	4,280	3,777	3,676	3,445	4,187	3,431	3,000	2,856	2,964	2,874	3,783	3,119	2,353	3,219	2,490	2,631	2,668	2,718	2,748
物件費	1,852	1,998	1,906	2,185	2,113	2,285	2,237	2,304	2,400	2,476	2,758	2,921	2,745	2,725	3,400	2,574	2,572	2,571	2,569	2,566
維持補修費	138	101	129	125	130	131	146	154	160	247	128	134	130	125	128	130	133	135	138	141
補助費等	1,081	1,012	1,045	1,633	1,013	1,675	1,133	1,138	1,174	1,815	2,423	2,793	2,655	2,068	6,004	2,383	2,365	2,359	2,353	2,472
積立金	433	926	1,249	1,293	2,397	823	1,172	1,099	856	1,634	2,079	2,807	1,167	1,556	1,206	769	769	769	769	769
投資・出資金・貸付金	64	112	93	96	93	111	88	210	215	205	304	251	249	247	428	540	537	481	441	311
繰出金	2,525	2,398	2,521	2,688	2,578	2,480	2,446	2,536	2,578	2,586	2,294	2,267	2,322	2,330	1,923	1,913	1,907	1,908	1,906	1,905
投資の経費	2,743	2,923	1,893	3,251	2,471	2,090	1,685	1,939	2,892	5,409	2,753	2,869	3,138	4,860	4,634	5,235	4,089	4,707	2,967	2,585
歳出合計	19,078	20,065	18,784	21,076	20,662	20,348	18,862	18,868	19,815	23,815	22,352	24,782	22,372	23,237	28,181	23,286	22,241	22,806	21,043	20,631

単位百万円

第9章 まちづくりの推進に向けて

本計画に示された新しいまちづくりを適切かつ円滑に推進するためには、行財政体制などの行政側の整備とともに、住民一人ひとりがまちづくりに積極的に参加していくことが重要です。

計画の推進に向けて、以下のような体制を整備します。

1 行財政運営の効率化

(1) 組織機構の体制整備

社会経済情勢などの変化や新たな制度に柔軟に対応し、効果的、効率的な行政運営によりサービスの質と量を維持・向上させていくために、組織のあり方やBPR（※1）などの手法を活用した事務事業の見直しの検討を行い、実行力や実現力のある組織・機構の構築を目指します。

（※1）BPR（Business-Process-Reengineering）… 既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組み。

(2) 職員資質の向上

多様化・高度化する住民ニーズや新たな制度などに対応できる人材を育成するために、職員の政策形成能力や創造的能力の向上など、職員の能力開発や資質の向上に努めます。

(3) 事務事業の改善

限られた予算と人員で、様々な分野の事務事業を遂行する必要があることから、外部委託（アウトソーシング）の推進、RPA・AIなどの最先端技術の導入、民間資金やノウハウなどの活用、利便性の高い情報システムの整備と情報セキュリティ対策の徹底を図り、業務の効率化を図ることで、職員は政策立案などに注力し、さらなる市民サービスの向上を目指します。

2 住民参加の促進

(1) 住民参加のための体制の整備

まちづくり意識の涵養^{かんよう}を図るため、広報・広聴活動の充実に努め、まちづくりのあらゆる場への住民の参画を促進し、地域・住民・企業と行政が一体となり、協働してまちづくりを推進できる体制の整備に努めます。

(2) 開かれた行政の推進

開かれた行政のもとで、行政と住民の円滑な交流が実現するよう、各種情報共有ツールを活用し、行政やまちづくりに関する情報を住民が必要な時にいつでも、どこからでも、容易に入手し、活用できる環境の整備を推進します。

(3) 地域審議会の設置

地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを行うために、地域に影響が大きい事業など、地域に関する事項について市長の諮問に応じて、または、必要に応じて意見を述べる地域審議会を設置します。



令和3年3月

発行 国東市 編集・事務局 政策企画課

〒873-0503

大分県国東市国東町鶴川149番地

TEL 0978-72-1111

FAX 0978-72-5022

URL <http://www.city.kunisaki.oita.jp/>

